

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市がその利用許諾を受けた「うますぎる栗東」ロゴマークの適正な使用を確保するため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、添付の「うますぎる栗東」ロゴマークをいう。

2 ロゴマークのデザインは、別に定める「うますぎる栗東」ロゴマーク等の使用に関するガイドラインのとおりとする。

(使用承認申請等)

第3条 ロゴマークを使用する場合は、あらかじめ「うますぎる栗東」ロゴマーク使用申請書(様式第1号)を市長に提出し、承認を得なければならない。ただし、市主催の事業等で使用する場合は使用届出書(様式第2号)を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1)市の信用または品位を害すると認められる場合

(2)消費者や利用者の利益を害すると認められる場合

(3)特定の政治、思想または宗教等の活動に関すると認められる場合

(4)法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合

(5)営業または販売物に使用する場合。ただし、市内に本支店を置く事業者の営業または販売物、その他市の事業に協力して使用する場合を除く。

(6)その他、市長が不適切であると判断した場合

3 前項の承認は、「うますぎる栗東」ロゴマーク使用(変更)承認通知書(様式第3号)をもって通知する。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、ロゴマーク使用に要する費用は、ロゴマークの使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する場合は、この要領、次の各号に掲げる事項及び「うますぎる栗東」ロゴマークの使用に関するガイドラインを遵守しなければならない。

(1)定められたデザインなどを正しく使用すること。

(2)ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3)使用期間を遵守すること。

(4)承認された用途のみに使用し、市長が付した条件・指示に従うこと。

(見本品の提出)

第 6 条 ロゴマークの使用者は、当該承認に係る見本品等を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、提出困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第 7 条 ロゴマークの使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「うますぎる栗東」ロゴマーク使用承認変更申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「うますぎる栗東」ロゴマーク使用（変更）承認通知書をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、第 3 条の規定を遵守しなければならない。

(使用状況等の報告又は調査)

第 8 条 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、または調査することができる。

(使用の中止)

第 9 条 使用者が第 3 条第 2 項各号に該当するときは、直ちに、その旨を市長に報告するとともにロゴマークの使用を中止しなければならない。

(承認の取り消し)

第 10 条 市長は、ロゴマークの使用がこの要領、「うますぎる栗東」ロゴマークの使用に関するガイドライン、もしくは承認内容に違反していると認められた場合、使用者が第 3 条第 2 項各号に該当すると認められた場合、または市長がやむを得ない事由により使用の承認を取り消すことが相当と認めた場合は、ロゴマークの使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「うますぎる栗東」ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第 5 号）をもって通知する。

3 本条第 2 項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

(責任の制限)

第 11 条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じてても、市はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(損害賠償)

第 12 条 使用者は、ロゴマークの使用に起因する問題により本市に損害を与えたときは、その損害を全額賠償しなければならない。

(庶務)

第 13 条 ロゴマークに関する事務は秘書広報課内において処理する。

(補則)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和 3 年 1 0 月 2 2 日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

栗東市長 様

(申請者) 住 所 〒

氏 名 (法人にあってはその名称)

(代表者の氏名)

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用申請書

下記のとおり、「うますぎる栗東」ロゴマークを使用したいので申請します。

1 使用対象	☐ 「うますぎる栗東」ロゴマーク
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
5 作成数	
6 連絡先	(担当者) (電話番号)
7 使用計画	
8 添付書類	1. 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） 2. 申請者の概要 3. その他

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領第 3 条第 2 項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止すること、その他「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領を遵守することを誓約します。

氏 名 (法人にあってはその名称)

(代表者の氏名)

(様式第2号)

年 月 日

(あて先)

秘書広報課長 様

(申請者) 所 属

所属長名

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用届出書

下記のとおり、「うますぎる栗東」ロゴマークを使用したいので届出します。

1 使用対象	☐ 「うますぎる栗東」ロゴマーク
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
5 連絡先	(担当者) (電話番号)
6 添付書類	1. 企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等） 2. その他

(様式第3号)

年 月 日

様

栗東市長 野 村 昌 弘 印

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用（変更）承認通知書

年 月 日付で申請のあった「うますぎる栗東」ロゴマークの使用（変更）について、下記のとおり承認します。

なお、「うますぎる栗東」ロゴマークの使用に関しては、「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領の内容を遵守すること。

記

1 使用対象	☐ 「うますぎる栗東」ロゴマーク
2 使用目的	
3 使用方法	
4 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
5 作成数	
6 使用条件	※ 承認内容に変更が生じる場合は申請すること
7 その他	

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

栗東市長 様

(申請者) 住 所 〒

氏 名 (法人にあってはその名称)

(代表者の氏名)

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用承認変更申請書

年 月 日付 第 号で承認を受けた「うますぎる栗東」ロゴマークの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更の内容)

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領第3条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止すること、その他「うますぎる栗東」ロゴマーク使用取扱要領を遵守することを誓約します。

氏 名 (法人にあってはその名称)

(代表者の氏名)

(様式第 5 号)

年 月 日

様

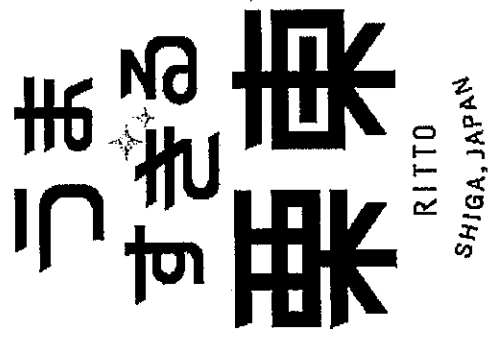
栗東市長 野 村 昌 弘 印

「うますぎる栗東」ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付 第 号で承認した「うますぎる栗東」ロゴマークの使用については、下記の理由により取り消します。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
取消理由	



「うまさぎる栗東」ロゴマーク等の
使用に関するガイドライン

栗東市

○本ガイドラインの役割

本ガイドラインは、「うまさすぎる栗東」ロゴマーク等使用取扱要領に基づき、市の魅力発信及びPRについてイメージの統一を図るためのものです。

このガイドラインの範囲内でご活用ください。

本ガイドラインは、秘書広報課により改訂される場合があります。

本ガイドラインに関する問い合わせは、下記までお願いいたします。

問い合わせ先

市長公室秘書広報課 電話：551-0641（内線：3503）

発行

令和3年10月

○ロゴマークの説明

「うますぎる栗東」ロゴマークは、市の情報発信を目的に、平成29年4月より市民との協働型Facebookの運用に伴い、市民記でもある吉田光氏（市内在住・グラフィックデザイナー・TRAD代表）にFacebookページロゴマークとして作製していただきました。

その後、市広報紙、広報番組も情報発信ツールとして、同様のタイトルに変更しました。また、広報大使の名称も「うますぎる栗東」で統一することにより、各媒体で「うますぎる栗東」ロゴマークを使用してきました。これらの経過から、令和元年度に開催された栗東市シティセールス戦略会議において、「うますぎる栗東」をキャッチフレーズに市の魅力を発信していくことが決定され、積極的にロゴマークを使用していくことになりました。

「うますぎる栗東」には、おいしさを表現する「美味しい」、技術力を褒める「上手い」、暮らしのお得を意味する「旨い」、栗東の特徴である「馬」という意味が込められており、これらをキーワードに市の魅力を発信していきます。

○デザインについて

表示色

ロゴマークを表示する色は、指定されている次の表示色を使用してください

スタンダード パターン



2色バージョン



プロセスカラー：C75 M70 Y0 K 82
RGB カラー：R20 G10 B55
WEB カラー：#140A37
【特記】 PANTONE色：87B5C



モノクロパターン



プロセスカラー：K100
RGB カラー：P0 G0 B0
WEB カラー：#000000

ヨコ パターン

くまずる 実 凍
RITTO
SHIGA, JAPAN

2色バージョン



プロセスカラー: C75 M70 Y0 K 82
RGBカラー: R20 G10 B55
WEBカラー: #140A37
[特色] PANTONE色: 8765C



モノクロパターン



プロセスカラー: K100
RGBカラー: R0 G0 B0
WEBカラー: #000000

くまずる 実 凍
RITTO
SHIGA, JAPAN

タテ パターン

くちま^Nの 味楽

RITTO
SHIGA, JAPAN

2色バージョン

プロセスカラー : C75 M70 Y0 K 82
RGB カラー : R20 G10 B55
WEB カラー : #140A37
[当色] PANTONE® : 8765C



モノクロパターン

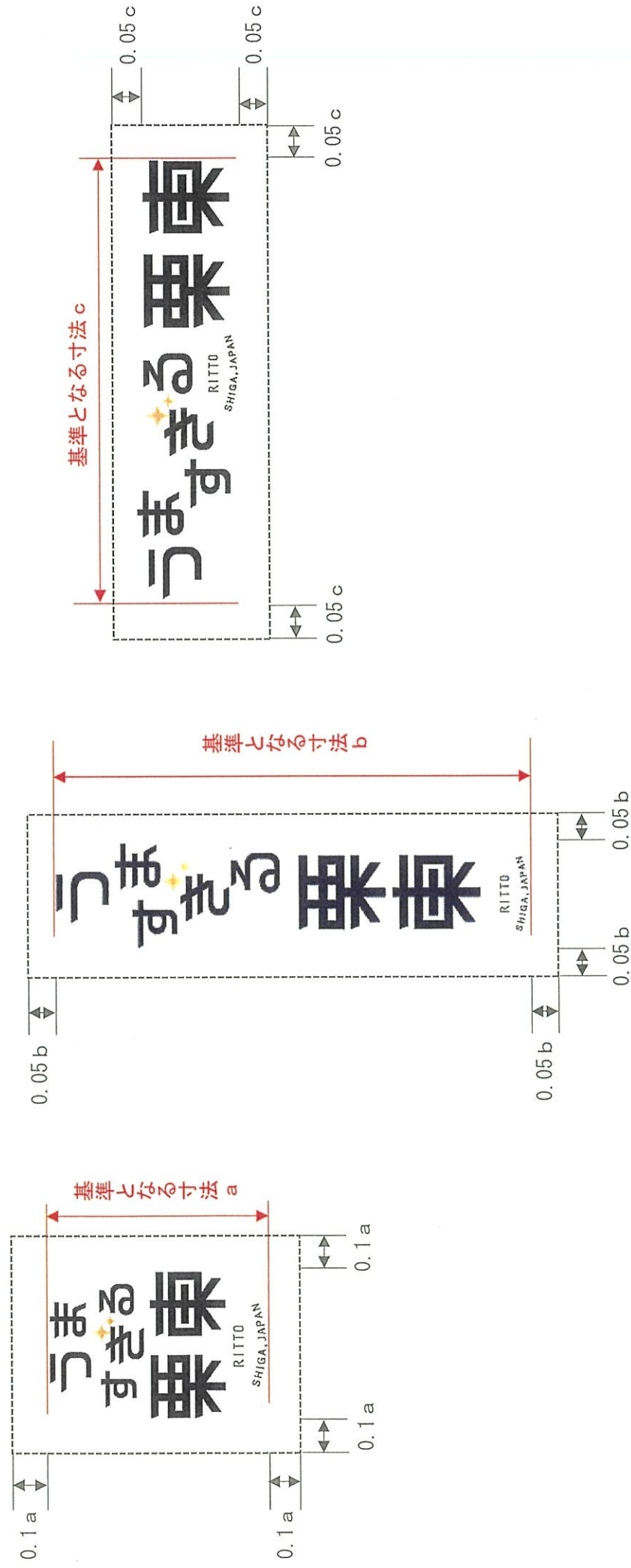
プロセスカラー : K100
RGB カラー : R0 G0 B0
WEB カラー : #000000



RITTO
SHIGA, JAPAN

余白

視認性やデザインの品質を守るため、ロゴマーク周辺には指定された余白（不可侵領域）をとってください



サイズ設定

最小サイズ

うまさぎる
栗東

横 11 mm × 縦 16 mm

うまさぎる
栗東

横 29 mm × 縦 7 mm

うまさぎる
栗東

横 7 mm × 縦 29 mm

最大サイズ

指定なし

技術的留意点について

うまさぎる栗東ロゴマークを表示するにあたっては、以下の技術的留意点に注意しなければならない

- ① うまさぎる栗東ロゴマークの使用にあたって、決められたデザイン以外で使用してはならない
 - ・ロゴマークを最小サイズ未満にしてはならない
 - ・ロゴマークの変形（長体、平体、斜体、回転）やバランス（縦横比率）を変更してはならない
 - ・ロゴマークは指定された色以外で原則使用してはならないただし、単色刷り、2色刷りなど状況に応じ色の変更を可能とし、背景が濃色の場合は白抜きで使用してもよい
また、印刷物の色味やインクの沈み等による色の変化は許容範囲とする
- ・ロゴマークの判別性を損なう背景に表示してはならない
- ・ロゴマークを他の要素と組み合わせで表示してはならない

第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会（書面開催）について

＜配布資料＞ 令和3年9月24日配布

■第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会

1. 前回の開催結果について 資料1

令和2年度第4回モニタリング調査結果において、「旧処分場から経堂池への影響は、調整池からの放流水のみの前提でしょうか。（底部からの湧出等はないとの前提でしょうか。）」とのご質問に対し、「二次対策工事において、遮水工により浸透水の場外への流出を止めたことにより、旧処分場から経堂池へ流出する水は、調整池からの放流水となっています。なお、経堂池の底部からの湧水の水質への影響はほとんどないものと考えています。」と回答されました。

2. 令和3年度第1回モニタリング調査結果について 資料2-1、2-2、2-3

地下水調査については、これまでの調査結果と比べ、横ばいで推移しており、ひ素で2地点、ほう素で1地点の基準超過がありました。（資料2-1 P9-P10 参照）

なお、栗東町由来の家庭系ごみに関する影響調査につきまして、前回と同様に3地点とも環境基準を超える有害物質は検出されておられません。（資料2-1 P16-P17 参照）

今年度より開始されました洪水調整池の水質調査におきまして、pHおよびCODについて、農業用水基準（要望値）を超過しております。同時期に併せて実施された経堂池の水質調査では、pHおよびCODともに基準以下となっていることから、大きな影響はないと考えられますが、今後の変動状況について注視する必要があります。（資料2-1 P18-P19 参照）

硫化水素にかかる敷地境界ガス調査については、全地点で不検出となっております。（資料2-1 P21 参照）

No. 3-1 地点の地下水でひ素が環境基準を超過している原因について、過去の水質調査結果およびアドバイザーのご意見を踏まえて実施した土壌のひ素の含有状況の調査結果から、ひ素の検出状況について考察がおこなわれた結果、自然由来のものであると結論づけられました。（資料2-2 参照）

家庭系ごみの影響についても、過去の調査結果から、遮水壁外に残置した家庭系ごみの範囲に起因する有害物質による周辺地下水の汚染はないものとの評価されました。

（資料2-3 参照）

3. 維持管理の状況について 資料3

令和3年5月25日（火）に水処理施設の原水（処理前）、処理水（処理後）の水質分析が実施されました。分析結果については、原水、処理水とも計画処理水質の超過はありませんでした。また、県、管理委託業者にて実施されている施設の運転調整や監視においても異常は発生していません。（資料3 P4-P5 参照）

4. アーカイブの作成方針について 資料4、資料4（別紙）

アーカイブの作成方針（案）の提案と併せて作成スケジュール概要についての説明がありました。

5. その他

特になし

第 38 回 旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催） 次第

日 時 令和 3 年 9 月

■議 事

- 1 前回の開催結果について
- 2 令和 3 年度第 1 回モニタリング調査結果について
 - No. 3-1 地点のひ素の地下水環境基準超過に係る調査結果について
 - 家庭系ごみの影響に関する調査結果の評価について
- 3 維持管理の状況について
- 4 アーカイブの作成方針について

配布資料

資料 1	第 37 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会（書面開催）の開催結果
資料 2 - 1	令和 3 年度第 1 回モニタリング調査結果について
資料 2 - 2	No. 3-1 地点のひ素の地下水環境基準超過に係る調査結果について
資料 2 - 3	家庭系ごみの影響に関する調査結果の評価について
資料 3	維持管理の状況について
資料 4	アーカイブの作成方針について（イメージ）

（書面開催用配布資料）

- 資料 2 - 1 補足説明資料
- 資料 2 - 2 補足説明資料
- 資料 2 - 3 補足説明資料
- 資料 3 補足説明資料
- 意見・質問用紙
- 意見・質問用紙のダウンロード方法について

※次回の第 39 回旧 R D 最終処分場問題連絡協議会は 11 月下旬に開催の予定です。

第37回 旧RD最終処分場問題連絡協議会（書面開催）の開催結果

■日 時：令和3年6月

■ご意見・ご質問と回答（⇒が県の回答です）

1 知事との意見交換会の開催結果について

(1) 意見交換会への提出意見の思いとしては、「有害物が残ったままであろう状態での、囲い込み浄化・モニタリングは良くはない事ではないですか、ましてや、いったん発見した有害物を、粘土にくるんで、埋め戻すのは良くない事ではないですか」でした。財政的な問題（その他問題もあるかもしれませんが）でのサンプリング調査と思いますが、知事には、模範解答だけでなく、「できうるならば、全量掘削、有害物の全量撤去が理想的ではあったと思う」ぐらいの回答を期待していました。

⇒ 地元の皆様のご意見をいただきながら、効果的かつ合理的な手法により対策工事を着実に進めてきたところです。

今後とも地下水等のモニタリングや場内浸透水の処理等を行い、住民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

2 前回の開催結果について

(1) 資料2の1.(2)で、「ご指摘のとおり、対策工事前に有害物の範囲を確定するため、皆様と協議を行いながら有害物調査検討委員会で調査方法を決定し、調査により位置が確認され、または推定された有害物および工事中に確認された有害物は掘削除去しております。」との回答ですが、前回の③回答の「場内の有害物は掘削除去した」からは、『サンプリング調査結果での有害物除去』に触れない表現と感じ、意見したものです。

⇒ 今回ご意見いただいた趣旨で第36回連絡協議会（前回）のご意見に回答させていただいたものです。

(2) 資料2の2.(3)での質問に、「No.3-1は家庭系ごみから離れた上流側に位置で、家庭系ごみの影響は受けていないと考える。」との回答ですが、次回説明では、家庭系ごみの影響の有無も含めて、この質問項目内容現象の原因の考察・説明をも希望します。

⇒ 家庭系ごみの地下水への影響および No.3-1 地点のひ素の地下水環境基準の超過については、次回の連絡協議会でご説明する予定です。

3 令和2年度第4回モニタリング調査結果について

(1) 資料3-1（補足説明資料）の、「P.3 調査方法の説明について、…毎回の状況を示した特記事項以外は省略」ですが、以前、採水方法変更後に全体的に数値が下がっている事もあり、変更事実を記載するように要望しました。（「水銀がその後検出されていない」との記述もありますが、変更の影響も考えられると思います。変更後方法が基準に合致との考えもありますが、変更前の方が、現実を現していたとも思います。）

⇒ 有害物調査検討委員会において、モニタリング井戸として適切な採水方法を行うべき、として提言いただいたとおりの方法に変更して調査しています。なお、採水方法の変更事実については、ホームページの過去の調査結果の中で掲載しているところです。

(2) 資料 3－2 で、旧処分場から経堂池への影響は、調整池からの放流水のみとの前提でしょうか。(底部からの湧出等はないとの前提でしょうか。)

⇒ 二次対策工事において、遮水工により浸透水の場外への流出を止めたことにより、旧処分場から経堂池へ流出する水は調整池からの放流水となっています。なお、経堂池の底部からの湧水の水質への影響はほとんどないものと考えています。

4 維持管理の状況について

(1) 毎月発行配布の敷地管理情報に、当資料 4 旧処分場全体航空写真のような写真もあれば、わかりやすいと思います。上空写真（航空機・ドローン？）は手間・費用が必要かもしれませんが、検討をお願いします。

⇒ 今後ともわかりやすい資料となるよう、工夫してまいります。

(2) 敷地管理情報には「・場内構造物等異常なし ・水処理施設運転問題なし」となっていますが、水処理運転の具体的データ（処理前・処理後）記載の検討をお願いします。(又は、連絡協議会資料に記載する等。)

⇒ 水処理施設の処理前および処理後の水質について、定期的に報告させていただきます。

6 その他

○広場の供用について

(1) ・一部の自治会に便宜を図っている。他の自治会にも何らかの善意を示すべきである。他の自治会の住民が広場を利用できるはずがない。

- ・利用の期限も明記されていない。
- ・広場の使用の経緯を明らかにすべき。

⇒ 資料 6－2 でお示した場所につきましては、工事の完了により全ての方に広場としてご利用いただけるようになったものです。

なお、4 月 1 日から令和 8 年 3 月末（皆様との協定書により対策工の有効性確認の目途としている時期）までの間、北尾団地自治会に広場の土地を貸し付け、日常の管理を実施していただくこととしています。

○その他

(1) この問題に対するこれまでの自治会や地域住民の金銭的・精神的負担について、どのように考えているか。

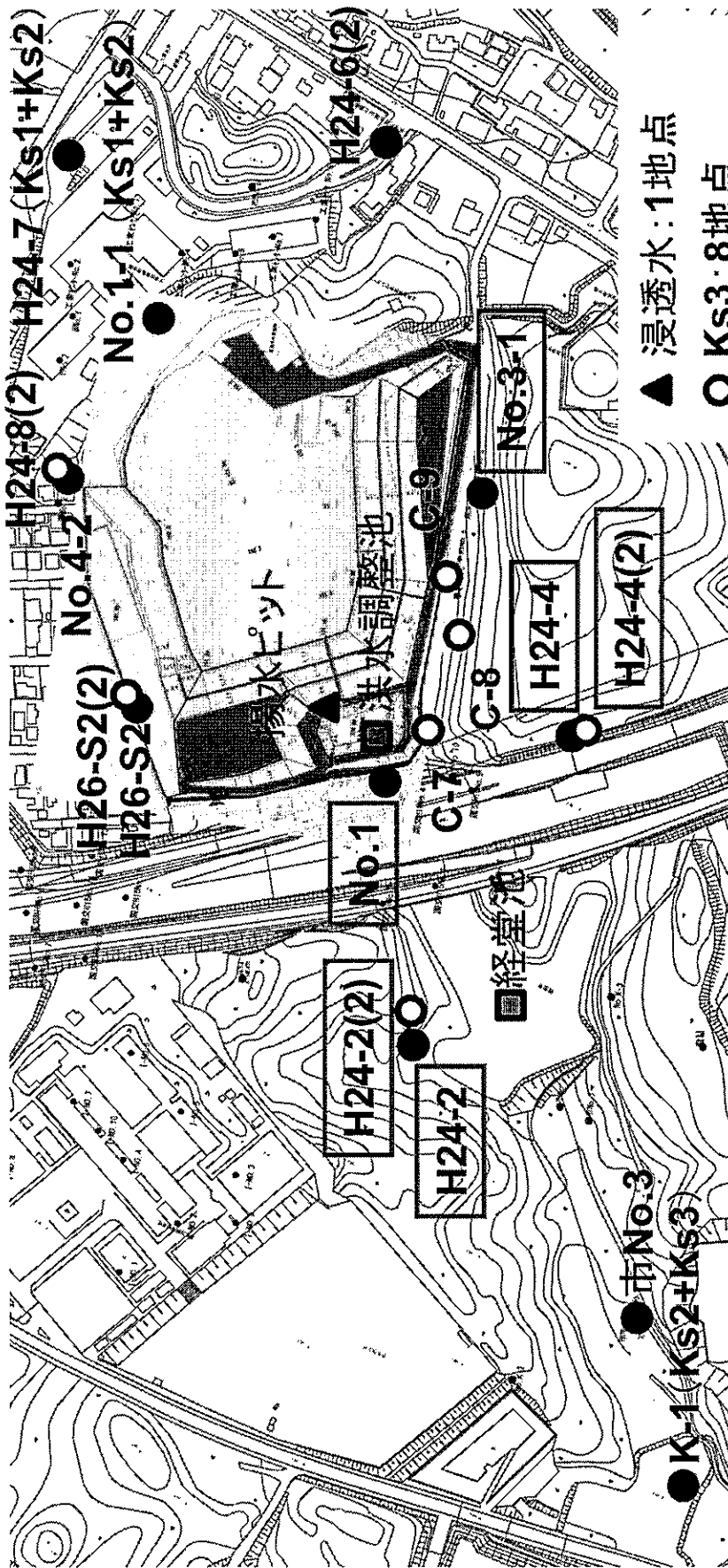
⇒ 長期間にわたり、皆様方に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことについて深くお詫び申し上げます。

昨年 12 月の「住民と知事との意見交換会」においても、知事から深くお詫びを申し上げたところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和3年度第1回 モニタリング調査結果について

令和3年(2021年)9月9日

調査地点



▲ 浸透水:1地点

○ Ks3:8地点

● Ks2:11地点

■ 表流水

□ :実施計画の目標達成状況の
評価に用いる地点

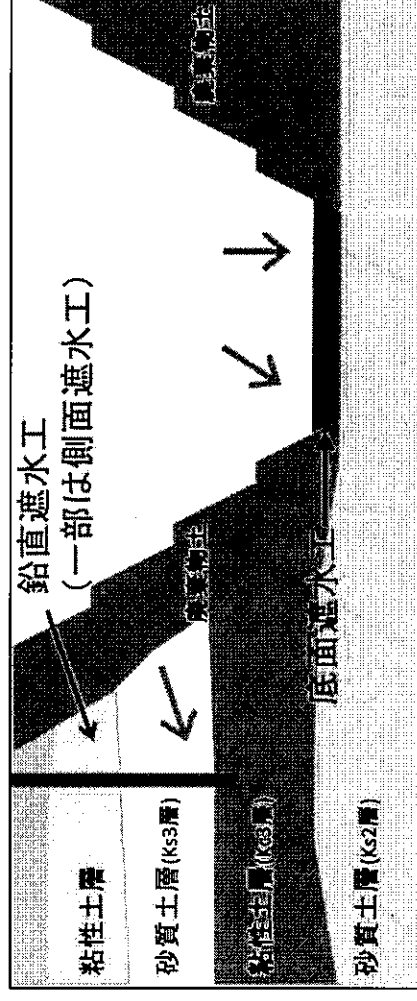
調査日

- ◆ 令和3年(2021年)5月24日
- ◆ 令和3年(2021年)5月26日(経堂池のみ)

(特記事項)

- C-7は、パージ作業を行い水質が安定してから採水を行っている途中に、一時的に水が濁り、試料に混入した。そのため、通常の地下水の状態とは異なる試料であったおそれがあるため、分析結果は参考値として取り扱う。
- H24-8(2)は、水量が僅かであったためpHおよびECのみを測定した。
- C-9は、水量が少なかったためダイオキシン類以外を測定した。

(参考)地下水帯水層と遮水工事の位置関係



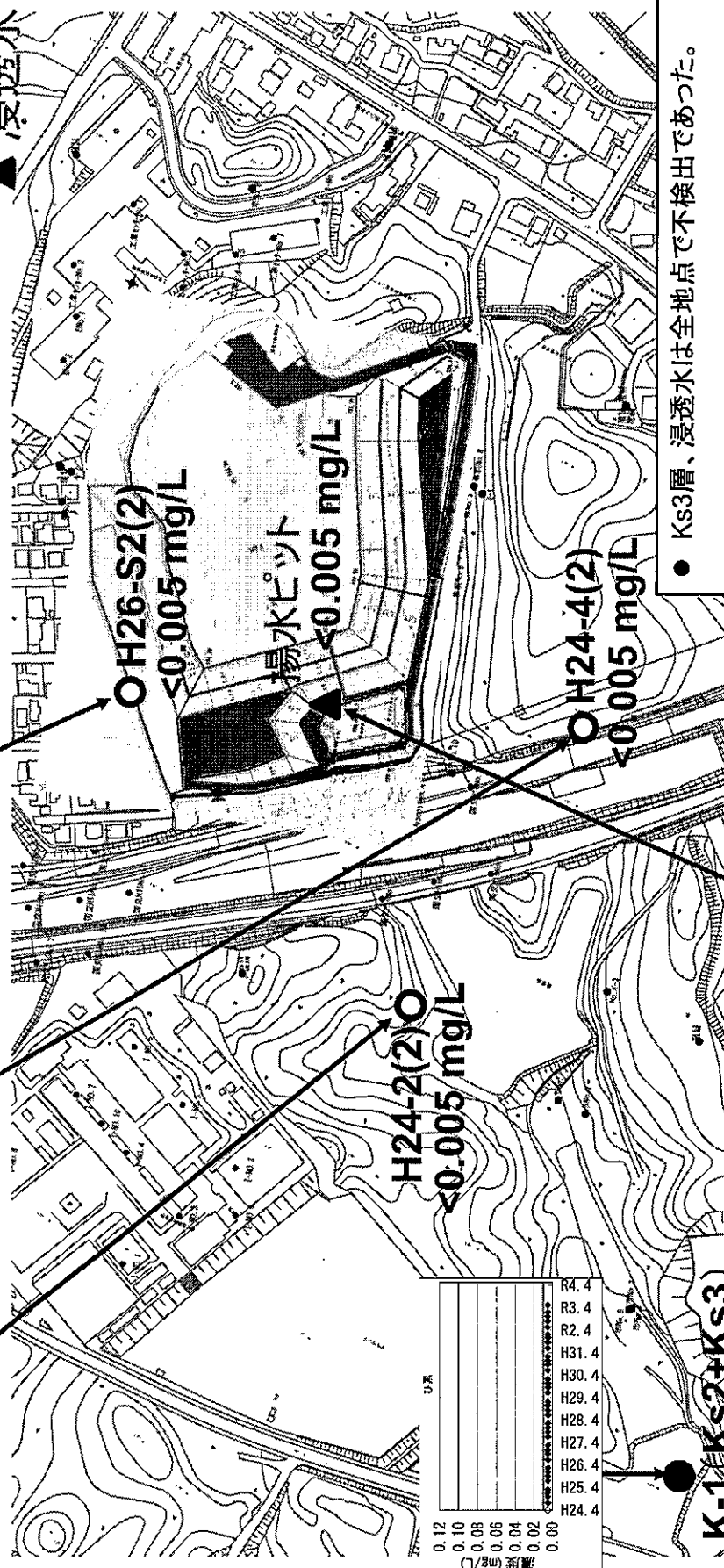
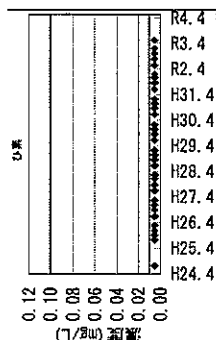
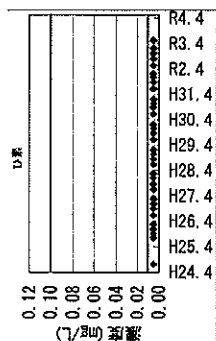
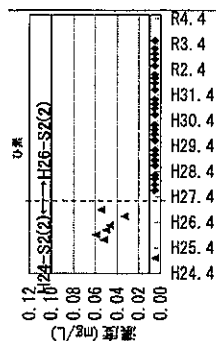
- ◆ 廃棄物土層の側面に砂質土層(Ks3層)が接しており、廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、鉛直遮水工または側面遮水工により遮水した。
- ◆ 廃棄物土層の底面において粘性土層(Kc3層)が欠損しており、廃棄物土層の底面に接した砂質土層(Ks2層)へ廃棄物土に触れた浸透水が漏洩していたため、底面遮水工により遮水した。

ひ素

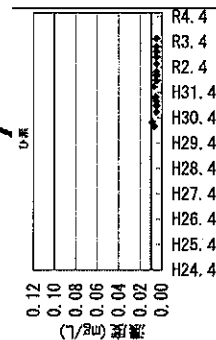
○ Ks3

▲ 浸透水

管理型最終処分場
排水基準
環境基準



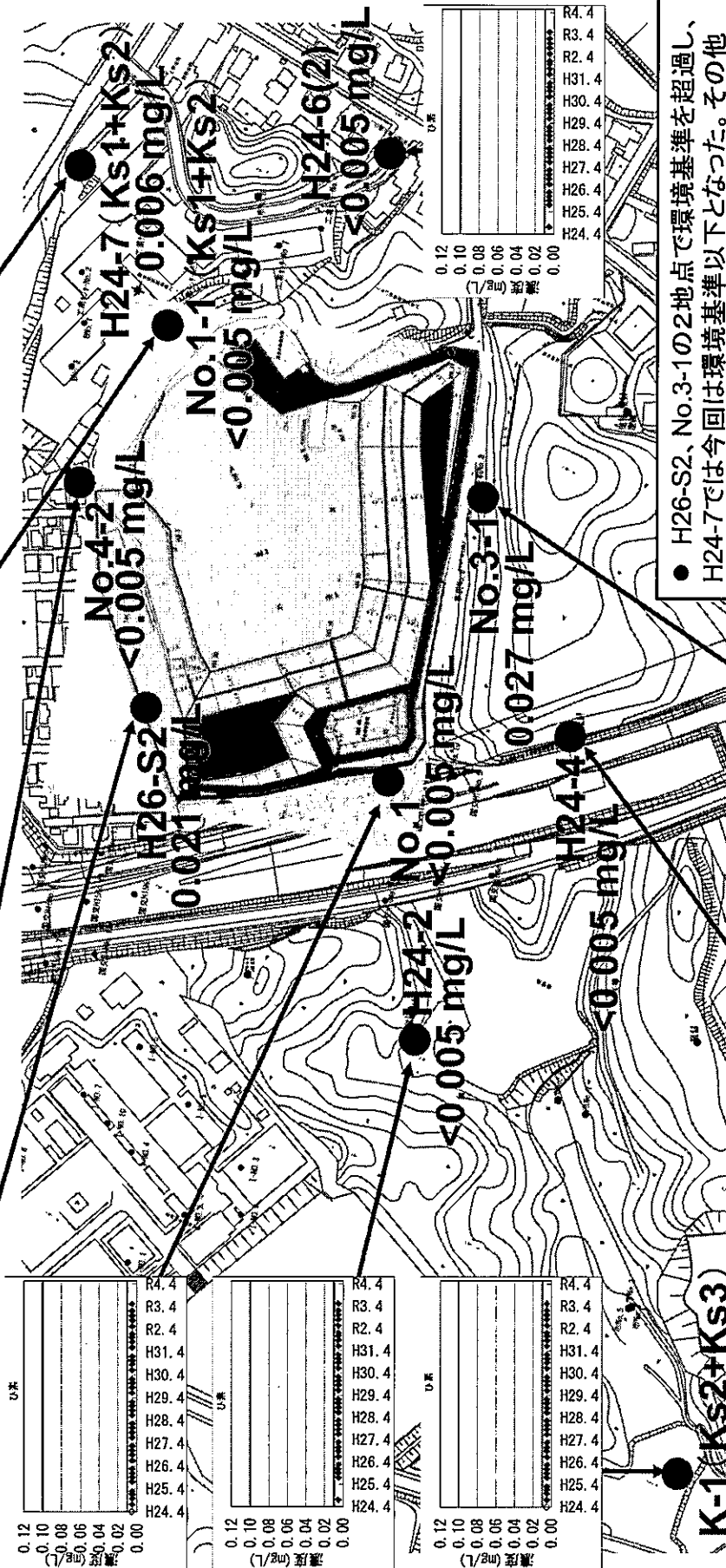
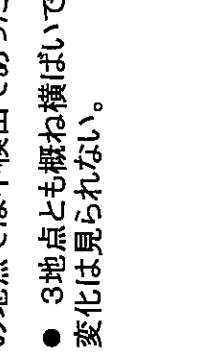
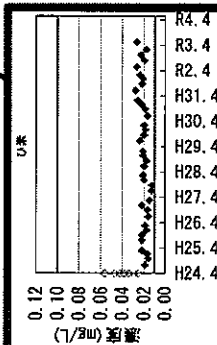
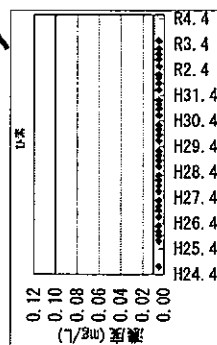
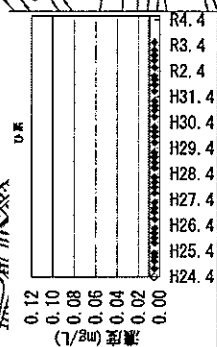
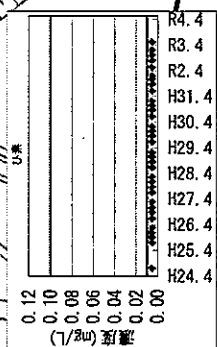
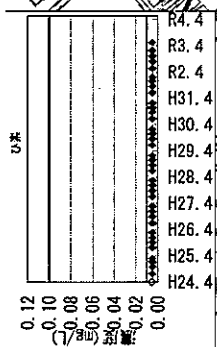
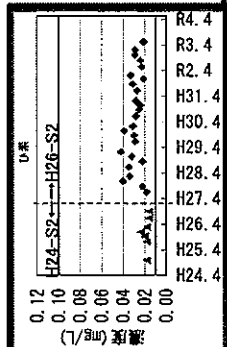
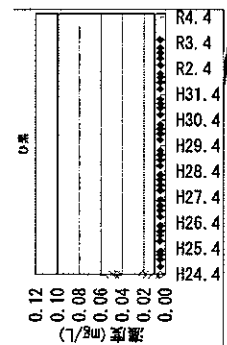
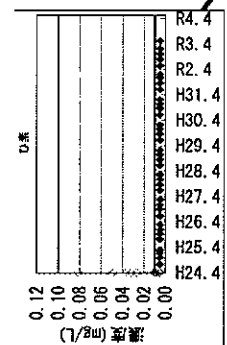
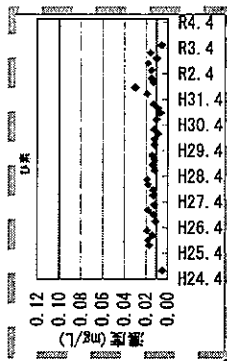
● Ks3層、浸透水は全地点で不検出であった。



環境基準
0.01 mg/L

ひ素

● Ks2



● H26-S2、No.3-1の2地点で環境基準を超過し、H24-7では今回は環境基準以下となった。その他の地点では不検出であった。

● 3地点とも概ね横ばいで推移しており、大きな変化は見られない。

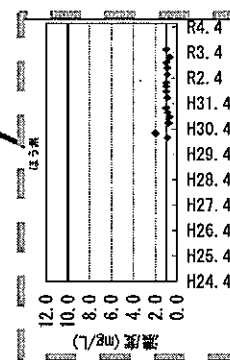
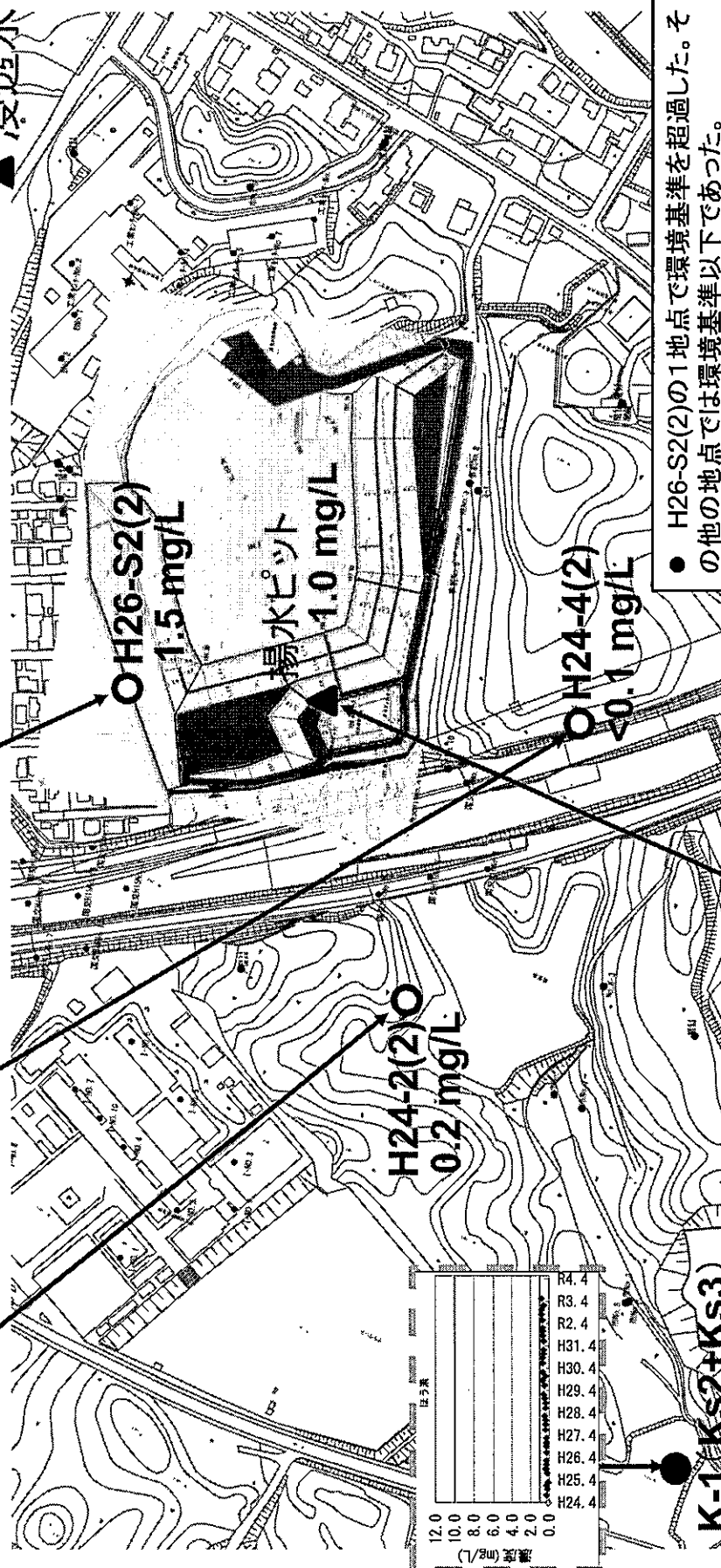
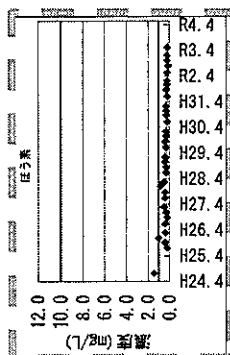
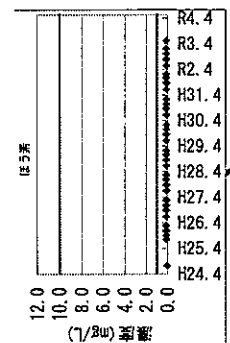
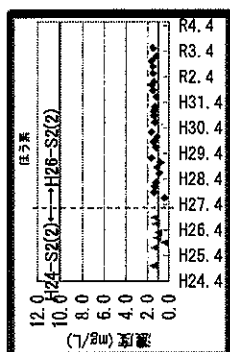
環境基準
0.01 mg/L

ほう素

○ Ks3

▲ 浸透水

管理型最終処分場
排水基準
環境基準



- H26-S2(2)の1地点で環境基準を超過した。その他の地点では環境基準以下であった。
- H26-S2(2)は、環境基準値付近で概ね横ばいで推移している。
- 揚水ピットは、環境基準値前後で横ばい傾向である。

K-1/Ks2+Ks3
0.8 mg/L

環境基準
1 mg/L

家庭系ごみの影響に関する調査について

令和3年度

調査地点		C-7			C-8			C-9			地下水 環境基準
採水年月日	R3.5.24	平均値	R3.5.24	平均値	R3.5.24	平均値	R3.5.24	平均値	R3.5.24	平均値	
現場 気温	24.0		21.0				21.0		21.0		-
現場 水温	17.6		15.1				15.1		15.8		-
現場 採水深(底より)	4.00		6.45				3.39		3.39		-
pH	6.2		6.2				5.1		6.5		6.5
BOD	0.7		0.7				<0.5		0.7		0.7
COD	4.5		4.5				1.4		4.6		4.6
SS	180		180				5.9		32		32
EC	69		69				23		49		49
カドミウム	<0.0003		<0.0003				<0.0003		<0.0003		<0.0003
砒素	<0.005		<0.005				<0.005		<0.005		<0.005
銅	<0.08		<0.08				<0.08		0.10		0.10
ほう素	0.3		0.3				<0.1		0.3		0.3
鉛	0.006		0.006				<0.005		<0.005		<0.005
総水銀	<0.0005		<0.0005				<0.0005		<0.0005		<0.0005
P C B	不検出		不検出				不検出		不検出		不検出
ポリ塩化ビニル	<0.001		<0.001				<0.001		<0.001		<0.001
ポリ塩化エチレン	<0.0005		<0.0005				<0.0005		<0.0005		<0.0005
1,1-ジ'クロロエチレン	<0.002		<0.002				<0.002		<0.002		<0.002
1,2-ジ'クロロエチレン	<0.004		<0.004				<0.004		<0.004		<0.004
シス-1,2-ジ'クロロエチレン	<0.002		<0.002				<0.002		<0.002		<0.002
トランス-1,2-ジ'クロロエチレン	<0.002		<0.002				<0.002		<0.002		<0.002
ベンゼン	<0.001		<0.001				<0.001		<0.001		<0.001
クロロエチレン	<0.0002		<0.0002				<0.0002		<0.0002		<0.0002
1,4-ジ'クロロベンゼン	<0.005		<0.005				<0.005		<0.005		<0.005
ダイオキシン類	0.089		0.089				0.086		-		-
鉄	5.4		5.4				0.41		26		26
マンガン	2.7		2.7				0.20		2.7		2.7
溶解性鉄	0.87		0.87				<0.01		17		17
溶解性マンガン	2.3		2.3				0.19		2.1		2.1
全窒素	0.60		0.60				0.63		1.6		1.6
全りん	<0.05		<0.05				<0.05		<0.05		<0.05

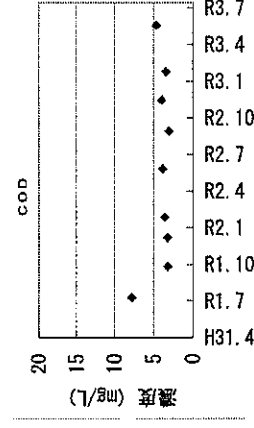
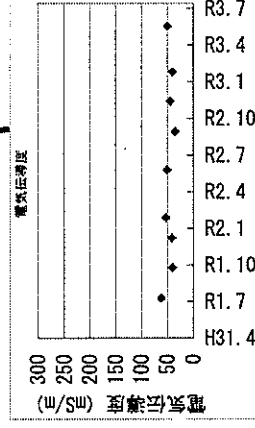
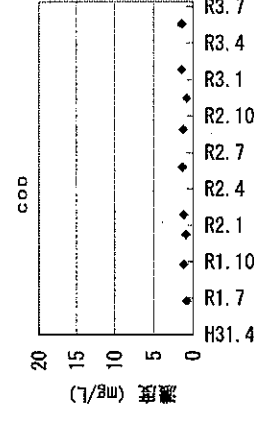
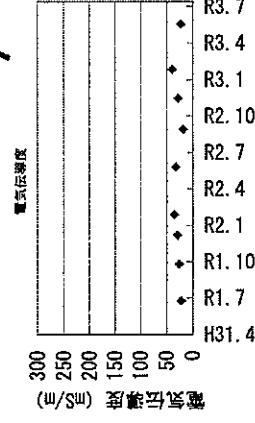
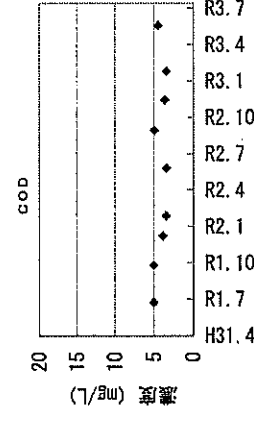
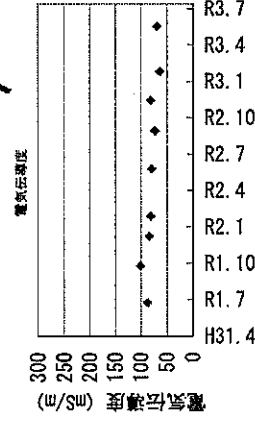
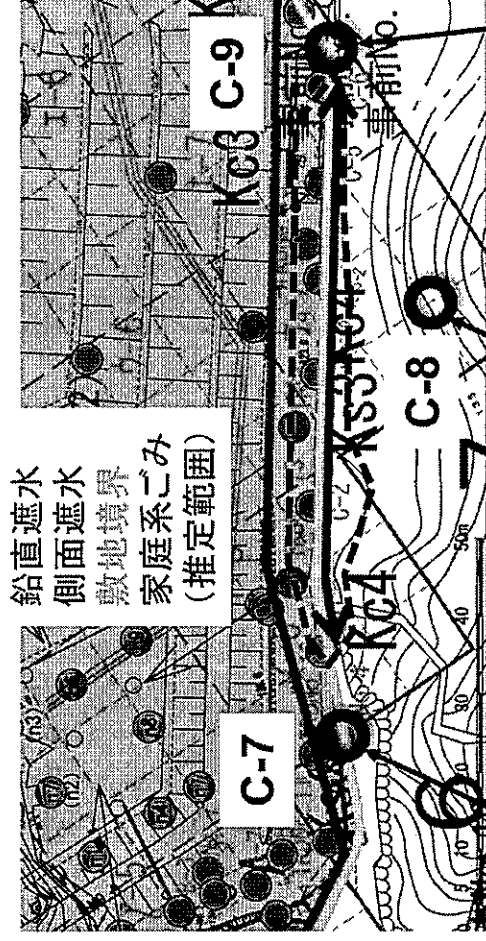
PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」「(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

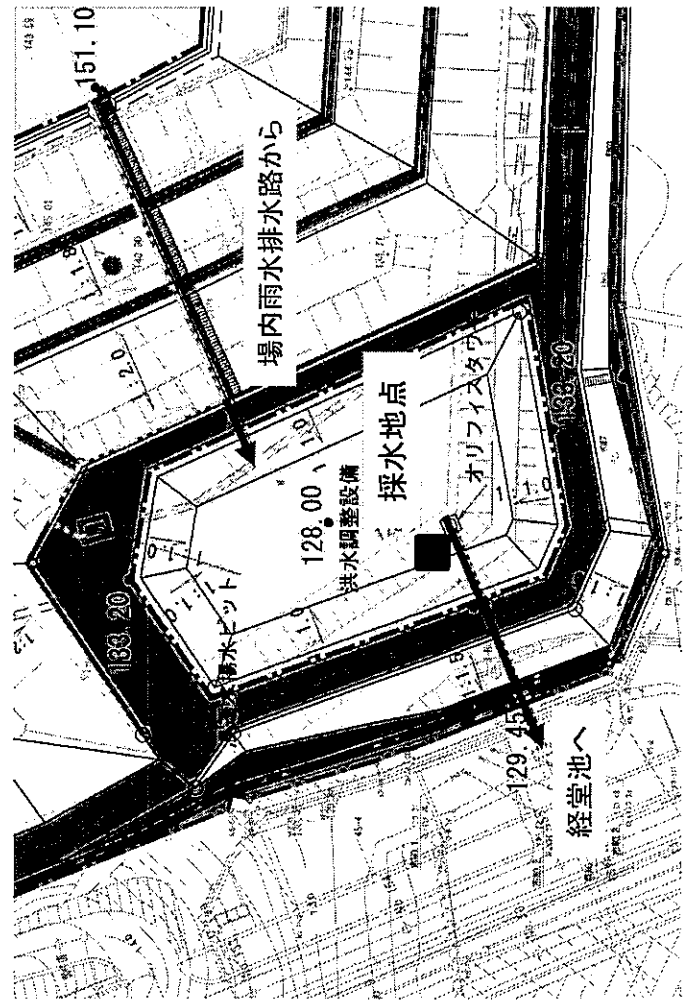
家庭系ごみの影響に関する調査について

- 令和3年度第1回の調査を令和3年(2021年)5月24日に実施した。
- 環境基準超過なし。
- 令和元年度から調査を継続しており、通算9回目の調査であり、9回とも環境基準超過なし。
- 結果の評価について、資料2-3を参照。



※(再掲)C-7は、パージ作業を行い水質が安定してから採水を行っている途中に、一時的に水が濁り、試料に混入した。そのため、通常の地下水の状態とは異なる試料であったおそれがあるため、分析結果は参考値として取り扱う。

洪水調整池の水質等

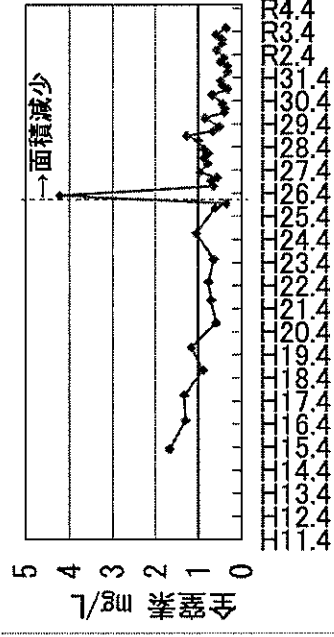
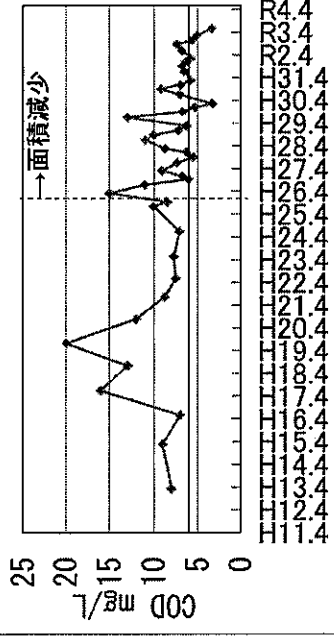
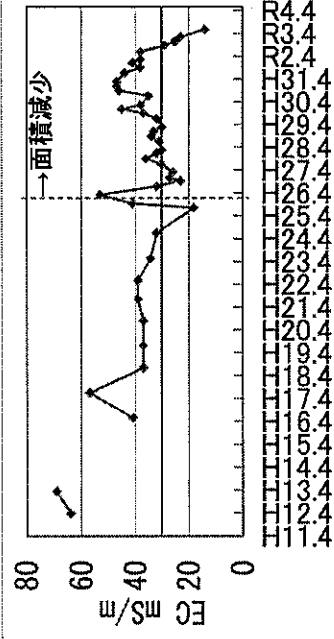
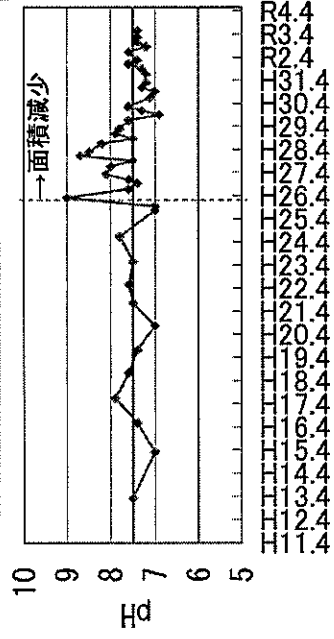


- 今年度から調査を開始。
- 環境基準の超過はなし。
- pHおよびCODについて農業用水基準(要望値)を超過した。経堂池では基準以下なので、大きな影響はないと考えられるが、変動状況を注視する。

項目	単位	R3.5.24 (2021)	地下水 環境基準	農業用水 基準
pH	at20℃	8.8	-	6.0~7.5
BOD	mg/L	0.6	-	-
COD	mg/L	7.5	-	6
SS	mg/L	2.2	-	100
EC	mS/m	15	-	30
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003	-
砒素	mg/L	<0.005	0.01	0.05
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8	-
ぼう素	mg/L	<0.1	1	-
鉛	mg/L	<0.005	0.01	-
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005	-
PCB	mg/L	不検出	不検出	-
トリクロエチレン	mg/L	<0.001	0.01	-
テトラクロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01	-
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1	-
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	-	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	-	-
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01	-
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002	-
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	0.05	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.16	1	-
鉄	mg/L	0.23	-	-
マンガン	mg/L	<0.01	-	-
溶解性鉄	mg/L	0.16	-	-
溶解性マンガン	mg/L	<0.01	-	-
全窒素	mg/L	0.32	-	1
全りん	mg/L	<0.05	-	-
塩化物イオン	mg/L	1.1	-	-
備考				

農業用水基準(要望値): 農林省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた値で、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の目安として利用されている。

経堂池の水質等



過去に農業用水基準（要望値）を超過した項目の経年変化は左のとおり。

前回および前々回に引き続き農業用水基準（要望値）の超過はなかった。次回は令和4年度第1回調査時に実施。

項目	単位	R3.5.25 (2021)	農薬用水 基準
pH(20℃)	20℃	7.4	6.0~7.5
BOD	mg/L	2.0	-
COD	mg/L	3.4	6
SS	mg/L	9.5	100
鉛	mg/L	<0.005	-
ほう素	mg/L	<0.1	-
ふっ素	mg/L	<0.08	-
砒素	mg/L	<0.005	0.05
1,2-ジクロロエチン	mg/L	<0.004	-
クロロホルム	mg/L	<0.0002	-
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	-
ダイオキシン類	PF-TEQ/L	0.21	-
電気伝導率	ms/m	14	30
全窒素	mg/L	0.35	1
アモニウム窒素	mg/L	<0.05	-
硝酸性及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.01	-
全りん	mg/L	<0.05	-
りん酸態りん	mg/L	<0.05	-
銅	mg/L	<0.01	0.02
亜鉛	mg/L	<0.01	0.5
全無機残留物	mg/L	130	-
塩化水素イオン	mg/L	2.9	-

[illegible][illegible]

農業用水基準(要望値)：農林省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた値で、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の目安として利用されている。

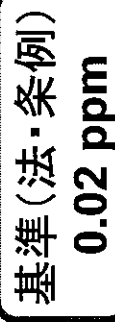
調查結果一覽

浸透水および地下水のモニタリング調査（令和3年度第1回）結果一覧

試料名	調査地点	K3層を含む地下水										K2層を含む地下水										K1層を含む地下水										K0層を含む地下水										安定型最終的分類 の濃度の基準	地下水環境基準	排水水質基準
		場所別排水 R3.5.24 (2021)	H24-8(2) R3.5.24 (2021)	H24-2(2) R3.5.24 (2021)	H24-4(2) R3.5.24 (2021)	C-7 R3.5.24 (2021)	C-8 R3.5.24 (2021)	C-9 R3.5.24 (2021)	H24-7 R3.5.24 (2021)	No.1-1 R3.5.24 (2021)	H24-5(2) R3.5.24 (2021)	No.4-2 R3.5.24 (2021)	H25-52 R3.5.24 (2021)	No.1 R3.5.24 (2021)	No.3-1 R3.5.24 (2021)	H24-2 R3.5.24 (2021)	H24-4 R3.5.24 (2021)	市No.3 R3.5.24 (2021)	県No.K-1 R3.5.24 (2021)	排水水質 R3.5.24 (2021)	排水水質 R3.5.24 (2021)	排水水質 R3.5.24 (2021)																						
排水水質	排水水質	11:18	14:26	10:46	11:41	11:33	11:54	10:16	14:45	10:07	11:01	11:53	14:05	9:56	11:53	14:19	11:02	10:21	13:32	13:46	10:23																							
排水水質	排水水質	24.0	22.0	23.0	20.0	22.0	24.0	21.0	21.0	20.0	20.0	23.0	22.0	22.0	20.0	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0	22.5																							
排水水質	排水水質	16.1	18.9	16.6	14.3	17.6	15.1	15.8	18.1	18.6	18.6	18.5	15.7	18.6	20.7	19.6	17.5	18.9	15.6	22.9	19.1																							
排水水質	排水水質	4.37	10.63	14.95	5.14	4.00	6.45	3.39	9.63	9.63	14.10	9.41	14.11	19.39	15.51	13.29	25.39	19.50	-	0.23	1.0																							
排水水質	排水水質	7.1	6.6	6.8	6.1	5.2	6.2	5.1	6.5	6.2	6.7	5.8	6.4	6.9	6.5	6.8	6.6	7.0	6.6	5.7	8.8	7.4																						
排水水質	排水水質	4.0	-	-	2.4	1.1	<0.5	0.7	<0.5	0.7	<0.5	<0.5	0.5	0.7	1.4	0.6	0.6	1.6	-	1.0	0.6	2.0																						
排水水質	排水水質	11	-	13	2.3	<0.5	4.5	1.4	4.6	2.6	2.5	0.7	1.3	2.1	16	4.6	5.3	3.8	-	7.6	7.5	3.4																						
排水水質	排水水質	8.5	-	3.0	<1.0	<1.0	180	5.9	32	8.6	4.1	10	5.3	<1.0	27	7.8	<1.0	2.0	<1.0	5.6	2.2	9.5																						
排水水質	排水水質	170	13	160	33	4.4	69	23	49	8.3	59	8.4	13	23	150	91	78	71	110	68	15	14																						
排水水質	排水水質	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	-																							
排水水質	排水水質	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005																							
排水水質	排水水質	0.23	-	0.18	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.10	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.15	0.09	0.25	<0.08	<0.08	-	<0.08	<0.08																							
排水水質	排水水質	1.0	-	1.5	0.2	<0.1	0.3	<0.1	0.3	<0.1	0.2	<0.1	<0.1	<0.1	0.9	0.5	0.5	0.5	-	0.6	<0.1	<0.1																						
排水水質	排水水質	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005																							
排水水質	排水水質	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出																							
排水水質	排水水質	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出	不抽出</																							

PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」「(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

硫化水素



- 全地点で不検出。

No.3-1地点のひ素の 地下水環境基準超過に係る調査結果について

令和3年(2021年)9月9日
第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会

地下水(Ks2層)のひ素の現状について

1

- 実施計画の目標達成状況評価地点で地下水環境基準を適合していないのは、No.3-1地点で、その項目はひ素のみ

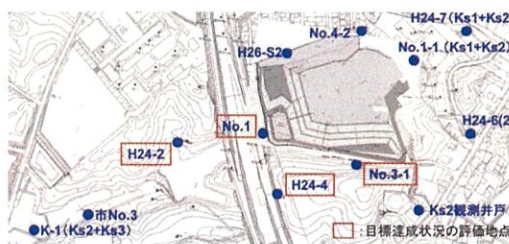


図1 地下水(Ks2層)の調査地点

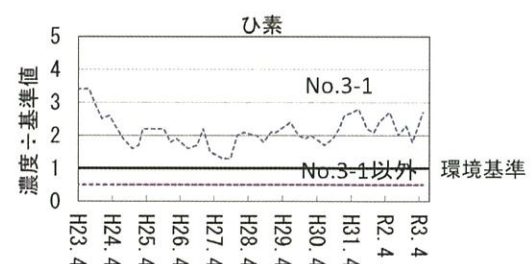


図2 目標達成状況評価地点のひ素の経年変化

- No.3-1地点で対策工事前に環境基準を超過していたほう素および1,4-ジオキサンは、対策工事により低下して環境基準に適合
- 一方、ひ素はほぼ横ばいで推移

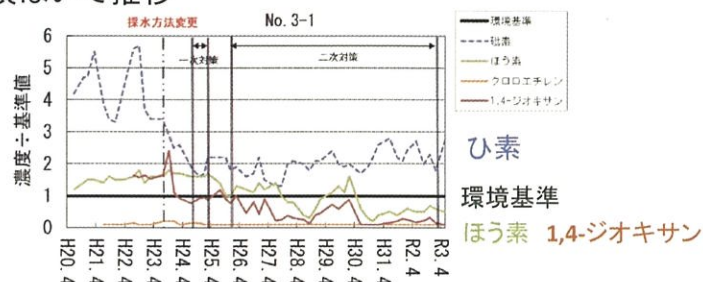


図3 No.3-1地点の地下水のひ素等の経年変化

既往調査結果から考察される No.3-1地点のひ素の検出状況について

対策工事前のNo.3-1地点における浸透水の影響について

3

- 対策工事前、旧処分場内の浸透水は底面粘土層欠損箇所（図4のオレンジ色の範囲）から地下水（Ks2層）に流出

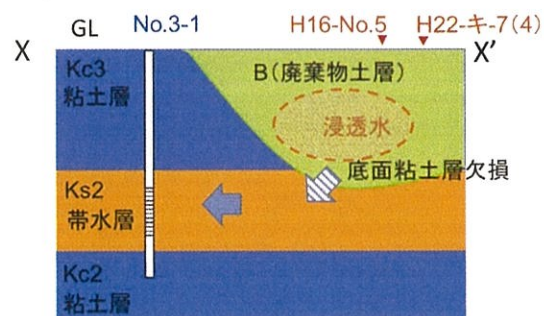


図5 X-X'断面イメージ

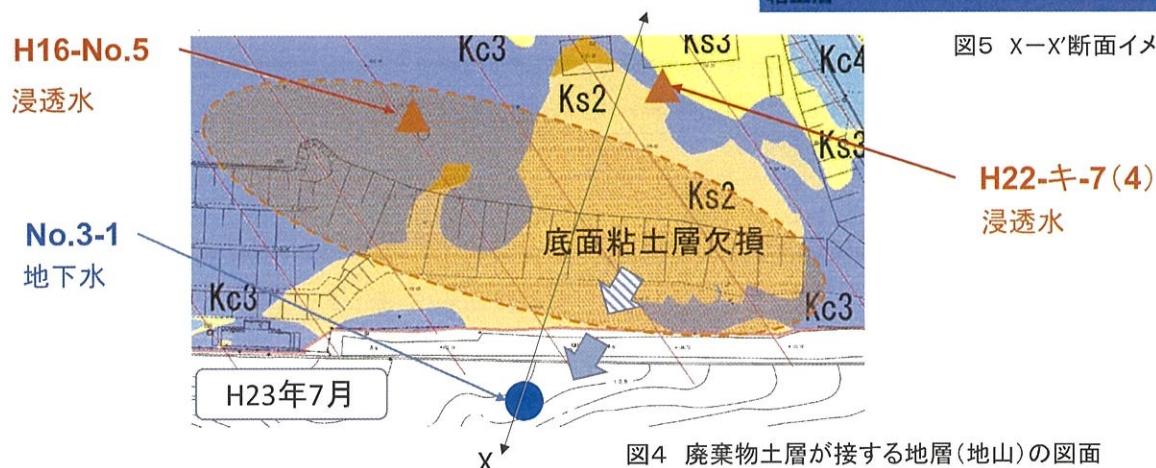


図4 廃棄物土層が接する地層(地山)の図面

対策工事前のNo.3-1地点における浸透水の影響について

4

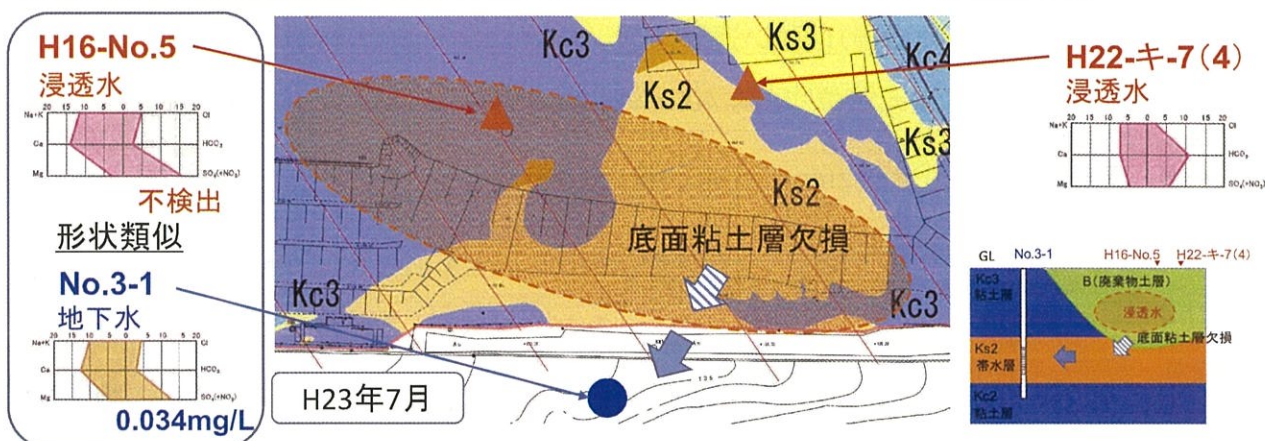


図6 対策工事前の浸透水による地下水(Ks2層)への影響

- ヘキサダイアグラムの形状※から、No.3-1地点の地下水(Ks2層)に影響を与えていたのは、H16-No.5地点周辺の浸透水

※ ヘキサダイアグラム: ナトリウムおよび塩化物イオンなどの濃度を六角形のレーダー状に表したもので、形状を比較することにより、地下水などの由来を把握するために利用

- そのH16-No.5地点の浸透水はひ素が不検出にも関わらず、No.3-1地点の地下水はひ素が環境基準を超過

以上のことから考えられること。



No.3-1地点のひ素は旧処分場内の浸透水に由来するものではなく、旧処分場外のNo.3-1地点の周辺にひ素の基準超過の原因があると考えられる。

No.3-1地点での対策工事の影響について

5

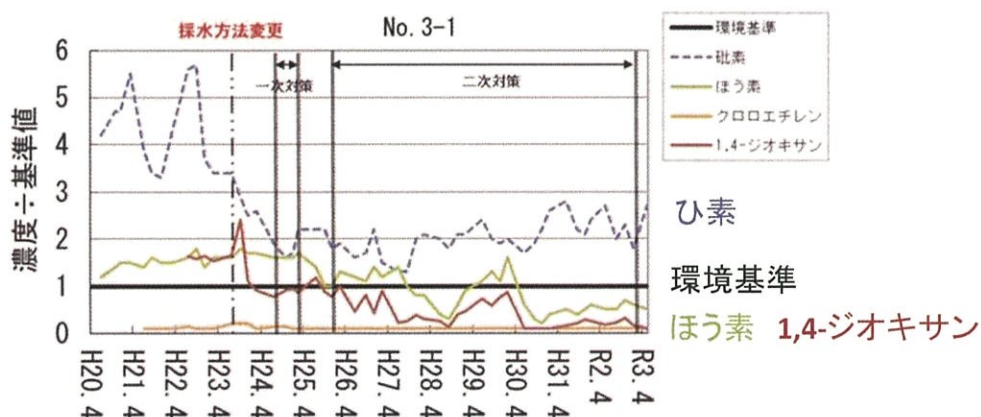


図7 No.3-1地点の地下水のひ素等の経年変化

- 底面遮水工事などにより、ほう素および1,4-ジオキサンは濃度が低下し環境基準以下
- ひ素およびほう素は、地下水中でともにマイナス(陰イオン)として存在し同様の挙動を示すため、仮に原因が同じであればそれらの濃度は同時に低下するはず
- しかし、ひ素は濃度が横ばいで、環境基準の超過が継続

以上のことから考えられること。



ひ素の基準超過の原因は対策工事の範囲外であり、旧処分場外のNo.3-1地点の周辺にあると考えられる。

No.3-1地点の地下水の性状について

6

No.3-1地点の地下水(Ks2層)は強い還元状態

- 地下水の酸化還元電位※は約-400mVとマイナスで還元状態
- 溶解性のマンガン(6.2mg/L)および鉄(2.1mg/L)の濃度が高い

※ 酸化還元電位: 地下水などの酸化状態(プラス)または還元状態(マイナス)の度合いを示し、酸素が溶け込むと酸化還元電位は上昇

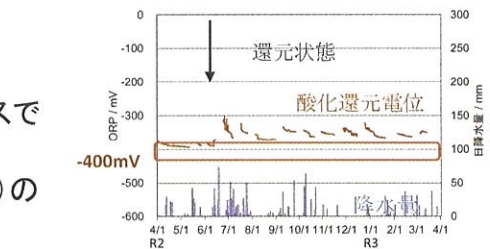


図8 No.3-1地点の地下水の酸化還元電位

No.3-1地点の地下水(Ks2層)の地層に含まれる水酸化鉄が、強い還元状態の地下水に触れ、安定して存在できなくなり溶解

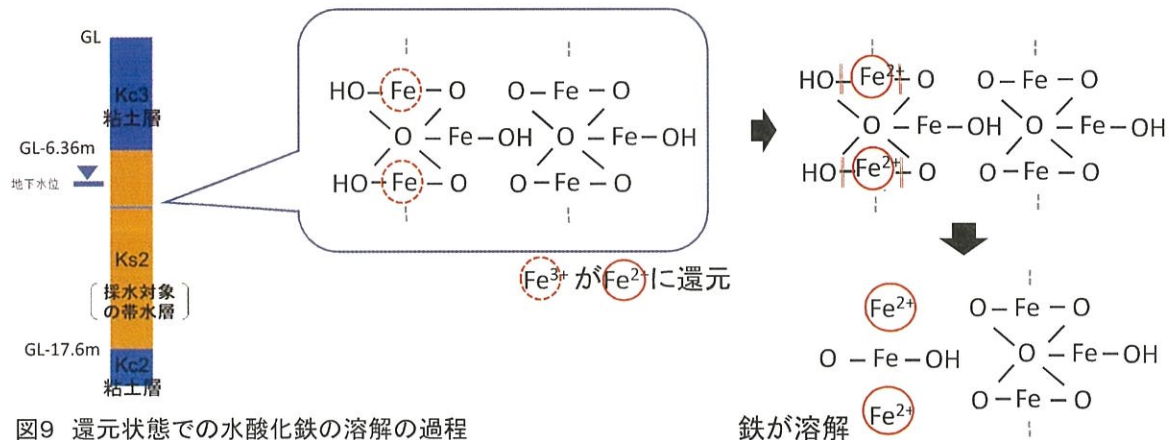


図9 還元状態での水酸化鉄の溶解の過程

No.3-1地点の地下水の性状について

7

No.3-1地点の地下水(Ks2層)の地層に含まれる水酸化鉄にひ素が含まれる場合は

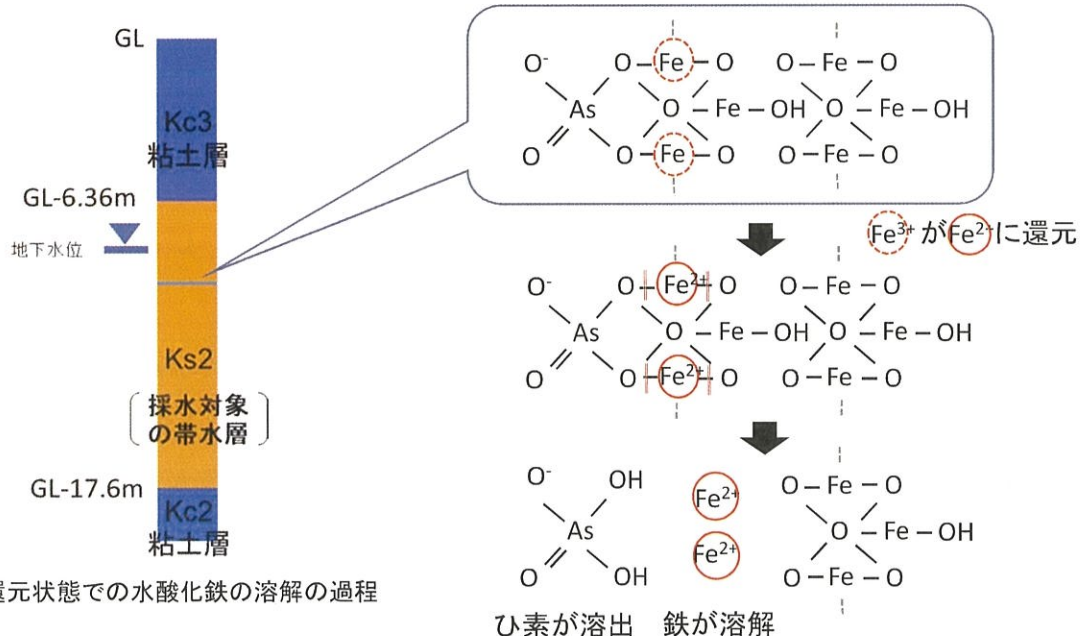


図10 還元状態での水酸化鉄の溶解の過程

以上のことから考えられること

➡ No.3-1地点の地下水は還元状態で、鉄が地下水に溶解しており、ひ素が溶出しやすい状態

No.3-1地点の土壌の ひ素の含有状況の調査結果について

調査の目的

9

No.3-1地点：旧処分場の敷地外でボーリングコアは土壌（砂、砂質土、粘土など）で構成
土壌にひ素が含まれることとなるメカニズム※は以下の2パターン

- ① 廃棄物土に地層よりも高い濃度でひ素が含まれており、これが浸透水に溶出して短期間（数十年）で地下水に流出し、その痕跡が帯水層（Ks2）全体にまばらに残る。
- ② 長期間（数千年から数万年）をかけて、自然由来のひ素が水酸化鉄に吸着する形で特定の地層に固定化される。

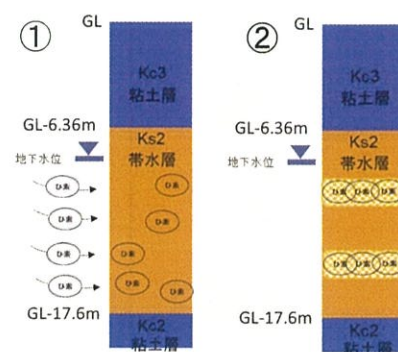


図11 土壌にひ素が含まれるパターン

どちらのパターンになるか調査

- No.3-1地点のボーリングコア（土壌）を使用し、各地層のひ素の分布状況を蛍光X線分析で調査
- ひ素に加えて鉄やマンガンなどの一般的な元素も同時に分析し、各元素の地層への集積状況を調査

※ 蛍光X線分析：試料にX線を照射し、各元素ごとに発生する固有の蛍光X線を検出し、その強度から各元素の含有量を定量する分析方法

調査方法についてのアドバイザーのご意見

各委員	ご意見
小野委員	■ 蛍光X線分析であれば全量であり、いろんな元素(Fe、Mnなど)も測ることができ、全体像が分かる。 ■ ボーリングコアの地層の色を見て鉄が多く含まれていると考えられる赤色や灰色の試料を採取し、鉄の濃集部分や溶脱部分の状況を調べる方法や、各層あるいは1mごとに複数試料を採取して混合し、その層の平均的な状況を調べる方法がある。
梶山委員	■ はっきりとした結論を出すことは難しいと思うが、調査は必要である。 ■ 旧処分場の周辺で深度別に調べることが必要である。
樋口委員	■ 蛍光X線分析でよいと思う。 ■ 地質状況に基づき、自然由来かどうか判断している事例もある。

アドバイザーのご意見を踏まえた調査方法

No.3-1地点のボーリングコア(土壌)を使用し、色が赤く鉄が含まれていると考えられる試料および概ね1mごとの深度別の試料を採取し、蛍光X線分析※を行って各地層におけるひ素、鉄およびマンガンなどの一般的な元素の集積状況を調査

試料採取および分析

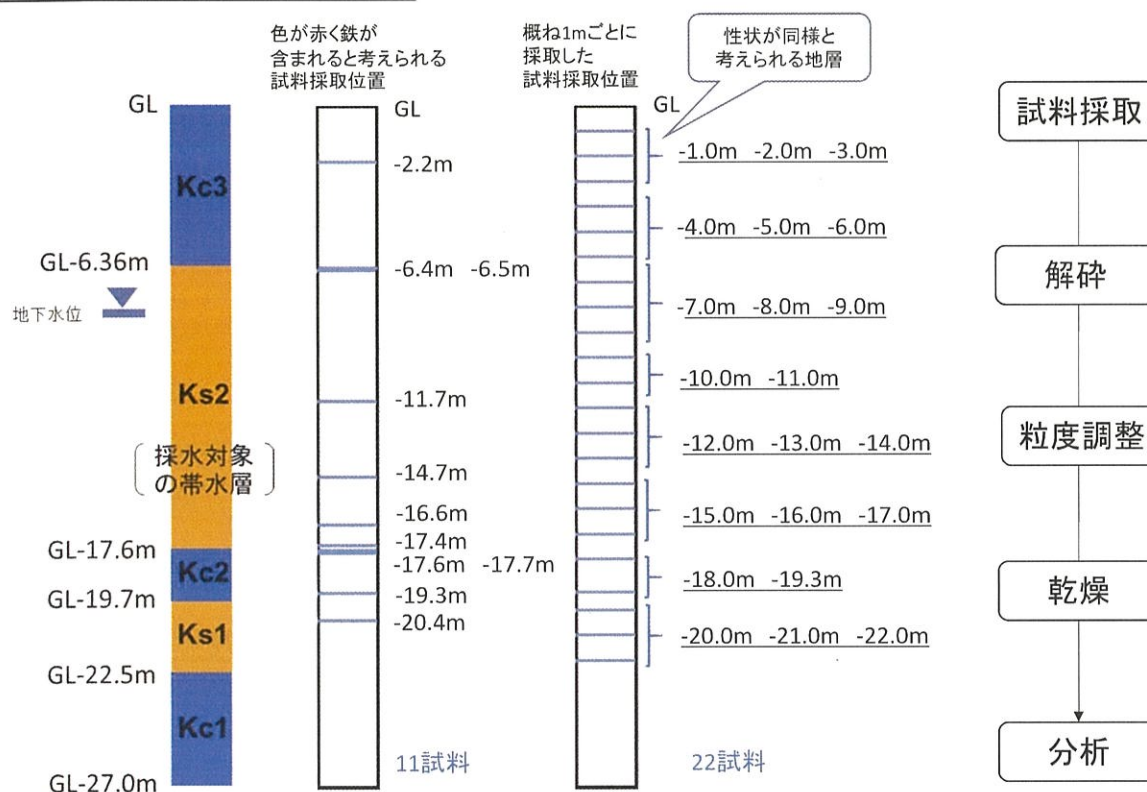


図 No.3-1地点のボーリングコアの試料採取位置および分析方法

- 帯水層(Ks2層)に位置し、色が赤いGL-14.7mの試料のみひ素が検出
- 概ね1mごとの深度別の試料を含め残りの22試料ではひ素は不検出
- ひ素が検出された層の鉄は22.9%と、1mごとの試料(2.74~7.49%)と比較しても高濃度【色が赤く鉄が多いとみられる試料】 ※ 空欄は不検出

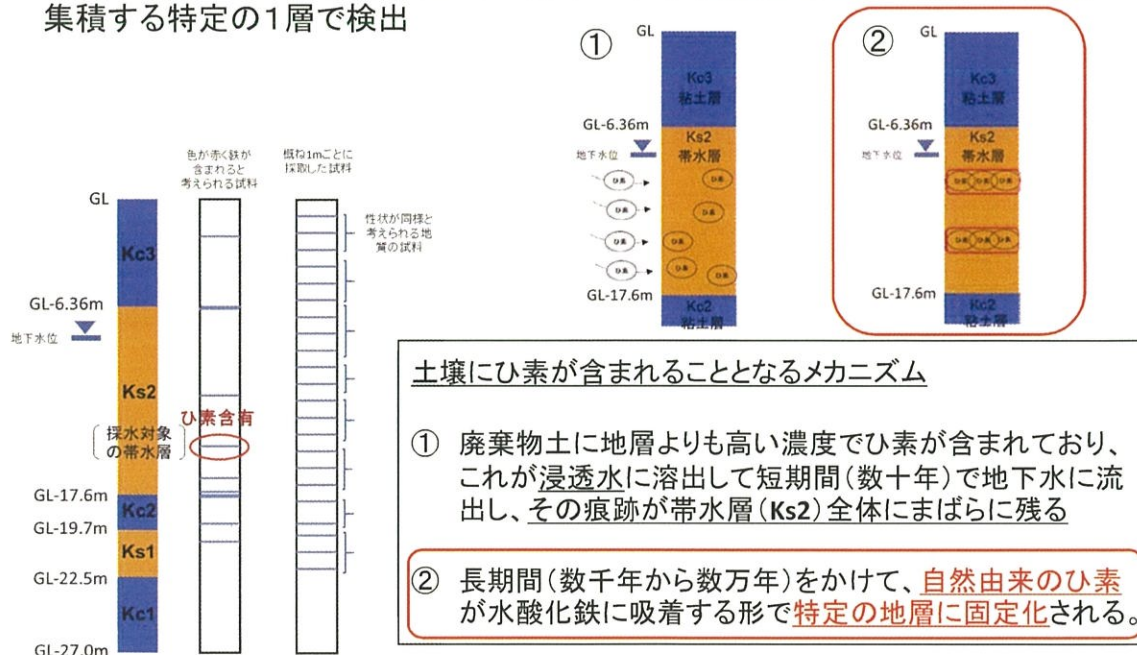
採取位置(m)	2.2	6.4	6.5	11.7	14.7	16.6	17.4	17.6	17.7	19.3	20.4
	Kc3	Ks2						Kc2		Ks1	
マンガン MnO(%)	0.125	0.398	0.477	0.042	0.117	0.184	0.133	0.569	0.031		0.087
鉄 Fe ₂ O ₃ (%)	15.8	13.4	7.52	8.77	22.9	26.1	10.2	29.1	7.92	4.68	9.47
ひ素 As ₂ O ₃ (%)					0.021						

【概ね1mごとの試料】

採取位置(m)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	Kc3						Ks2				
マンガン MnO(%)	0.054	0.151	0.029	0.058	0.116	0.057	0.169	0.085	0.053	0.037	0.040
鉄 Fe ₂ O ₃ (%)	5.89	6.80	3.97	6.20	6.48	4.61	6.34	4.45	3.31	3.21	3.30
ひ素 As ₂ O ₃ (%)											

採取位置(m)	12	13	14	15	16	17	18	19.3	20	21	22
	Ks2						Kc2		Ks1		Kc1
マンガン MnO(%)	0.046	0.047	0.044	0.104	0.059	0.092	0.045	0.012	0.093	0.053	0.058
鉄 Fe ₂ O ₃ (%)	5.19	2.74	3.97	7.49	4.46	5.22	5.69	4.97	6.34	4.95	5.70
ひ素 As ₂ O ₃ (%)											

- No.3-1地点においてひ素はまばらに分布せず帯水層(Ks2)のうち、鉄が高濃度に集積する特定の1層で検出



- 既往調査結果と合わせて、No.3-1地点の地下水のひ素が環境基準を超過する原因は、自然由来の地層に含まれるひ素が原因

No.3-1地点のひ素の地下水環境基準超過に係る調査結果に対しての 各アドバイザーのご意見

各委員	ご意見
梶山委員	■ 自然(天然)由来であろうということだと思います。
樋口委員	■ No.3-1地点の地下水の基準超過の原因は、自然由来で納得しています。 ■ この調査は自然(地質)由来の根拠としても十分だと思います。
小野委員	■ ここまできれいなデータがそろって、説明がきちっとされているので、根本的に間違いはありません。 ■ ただ、調査結果の説明は丁寧にする必要があります。
大東委員	■ No.3-1地点の地下水の基準超過の原因は自然(地質)由来という説明でよいと思います。
大嶺委員	■ No.3-1地点の地下水の基準超過は自然由来で、鉄と一緒にひ素が溶出したと説明でわかります。

No.3-1地点の地下水でひ素が環境基準を超過する原因

水酸化鉄に吸着して地層に固定化した自然由来のひ素が、No.3-1地点のGL-14.7m付近の特定の層に存在し、強い還元状態の地下水に触れて、水酸化鉄が分解し、ひ素が溶出

家庭系ごみの影響に関する調査結果 の評価について

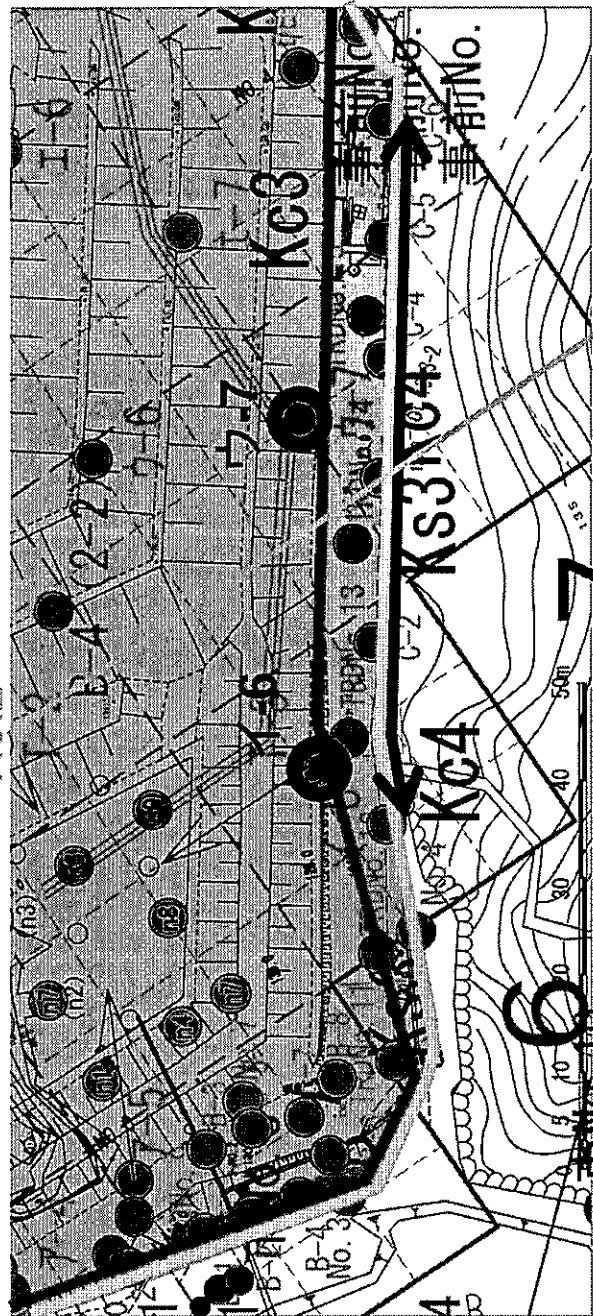
令和3年(2021年)9月9日

既存調査の位置

平成31年1月第27回連絡協議会資料5より抜粋

No.2

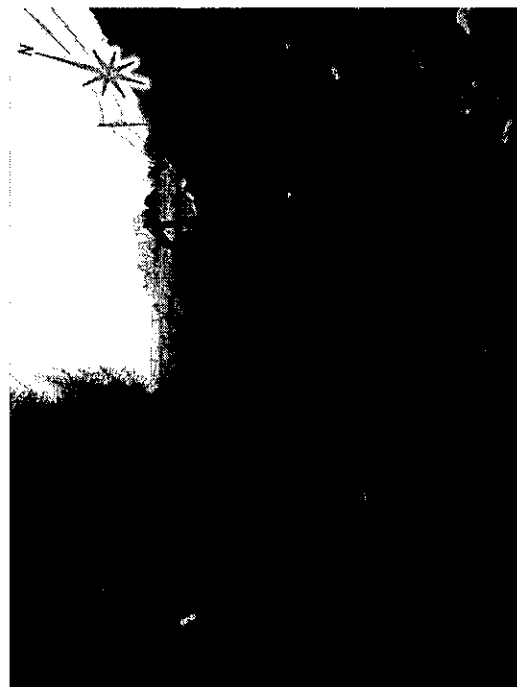
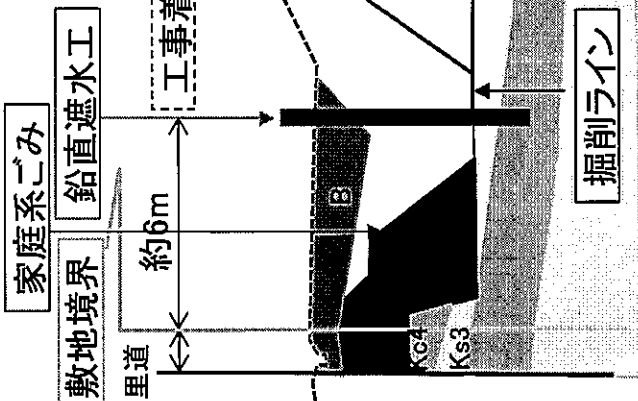
平面図



鉛直遮水
側面遮水
敷地境界
家庭系ごみ
(敷地境界)

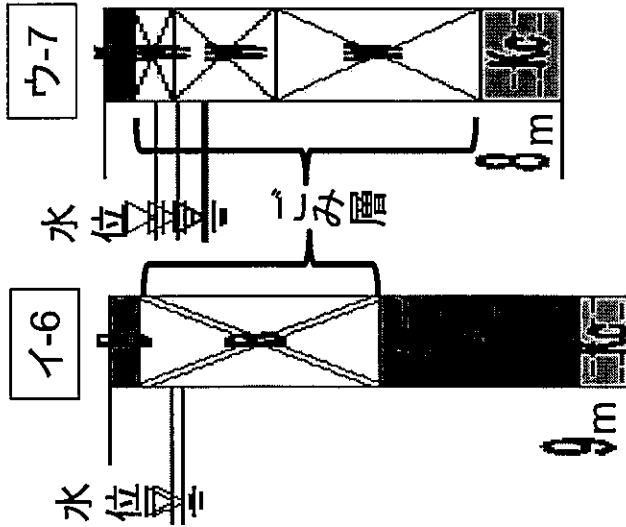
断面図

(イメージ図)



撮影日 平成30年2月26日

既存調査の結果



平成31年1月第27回連絡協議会資料5より抜粋

溶出試験 (個別試料)	テトラ クロロ エチレン	トリ クロロ エチレン	シス-1,2- ジクロロ エチレン	ベン ゼン	クロロ エチレン	1,4- ジオキサン
環境基準値	0.01	0.03	0.04	0.01	0.002	0.05
定量下限値	0.0005	0.002	0.004	0.001	0.0002	0.005
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
イ-6 1.3 m 3 m 6 m 9 m	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ウ-7 1.2 m 6.5 m	ND	ND	ND	ND	ND	ND

溶出試験 (混合試料)	カドミ ウム	鉛	ひ素	総水銀	ふっ素	ぼう素	PCB	pH	EC
環境基準値	0.01	0.01	0.01	0.0005	0.8	1	検出され ないこと。		
定量下限値	0.001	0.005	0.005	0.0005	0.08	0.05	0.0005		
単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		mS/m
イ-6 0~8 m	ND	ND	ND	ND	0.23	ND	ND	8.0	43.7
ウ-7 0~6.8 m	ND	ND	ND	ND	0.09	0.20	ND	8.2	32.8

・イ-6、ウ-7地点の家庭系ごみは浸透水に接触していたと見られるが、平成22年に実施した溶出試験において、いずれの項目でも基準に適合していた。

*ND:不検出

既存調査の結果

平成31年1月第27回連絡協議会資料5より抜粋

全含有量試験 (混合試料)	カドミウム	鉛	ひ素	総水銀	ふっ素	ほう素	PCB	熱灼減量	DXNs
環境基準値									1000
土壌含有量基準値(参考)	(150)	(150)	(150)	(15)	(4000)	(4000)			
定量下限値	0.05	0.2	0.5	0.01	40	10	0.01	0.5	
単位	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	mg/kg	%	pg-TEQ/g
イ-6	1.1	53	31	0.19	300	36	0.02	4.4	22
場内の他地点との比較	並	並	高	並	やや高	並	並	やや低	並
ウ-7	1.9	47	10	0.13	130	40	ND	4.6	30
場内の他地点との比較	やや高	並	並	並	低	並	並	やや低	並
最高値	5.0	910	42	0.61	440	200	9.2	9.8	360
平均値	0.94	113	11	0.19	249	54	0.51	6.1	34
最低値	0.07	16	3.1	0.04	160	12	ND	2.8	2.2
他地点									

・ H22年に実施した全含有量試験において、イ-6地点およびウ-7地点の家庭系ごみは、いずれの項目も環境基準値と土壌含有量基準値に適合していた。

・ 全体として他の廃棄物土と変わらない数値であった。

*ND:不検出

調査目的

平成31年1月第27回連絡協議会資料5より抜粋

旧処分場からの浸透水の影響による遮水壁外側の家庭系ごみの汚染状況および遮水壁外側の家庭系ごみによる地下水への今後の影響の把握。

調査地点、調査項目、頻度、評価対象項目

調査地点：調査地点図のとおり（下流井戸：C-7、上流井戸：C-8、C-9）

調査項目		頻度	評価対象
環境基準等	カドミウム、鉛、ひ素、総水銀、PCB、クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類	年4回	○
一般項目 その他	EC、pH、BOD、COD、SS、全窒素、全燐 溶解性鉄、溶解性マンガン	年4回	△(BGとの比較、変動傾向の把握)
その他	ナトリウムイオン、マグネシウムイオン、カリウムイオン、カルシウムイオン、炭酸水素イオン、硝酸イオン、硫酸イオン、塩化物イオン	年1回	△(イオン組成の把握)

BG：バックグラウンド（家庭系ごみの影響を受けていない（地下水の水質））

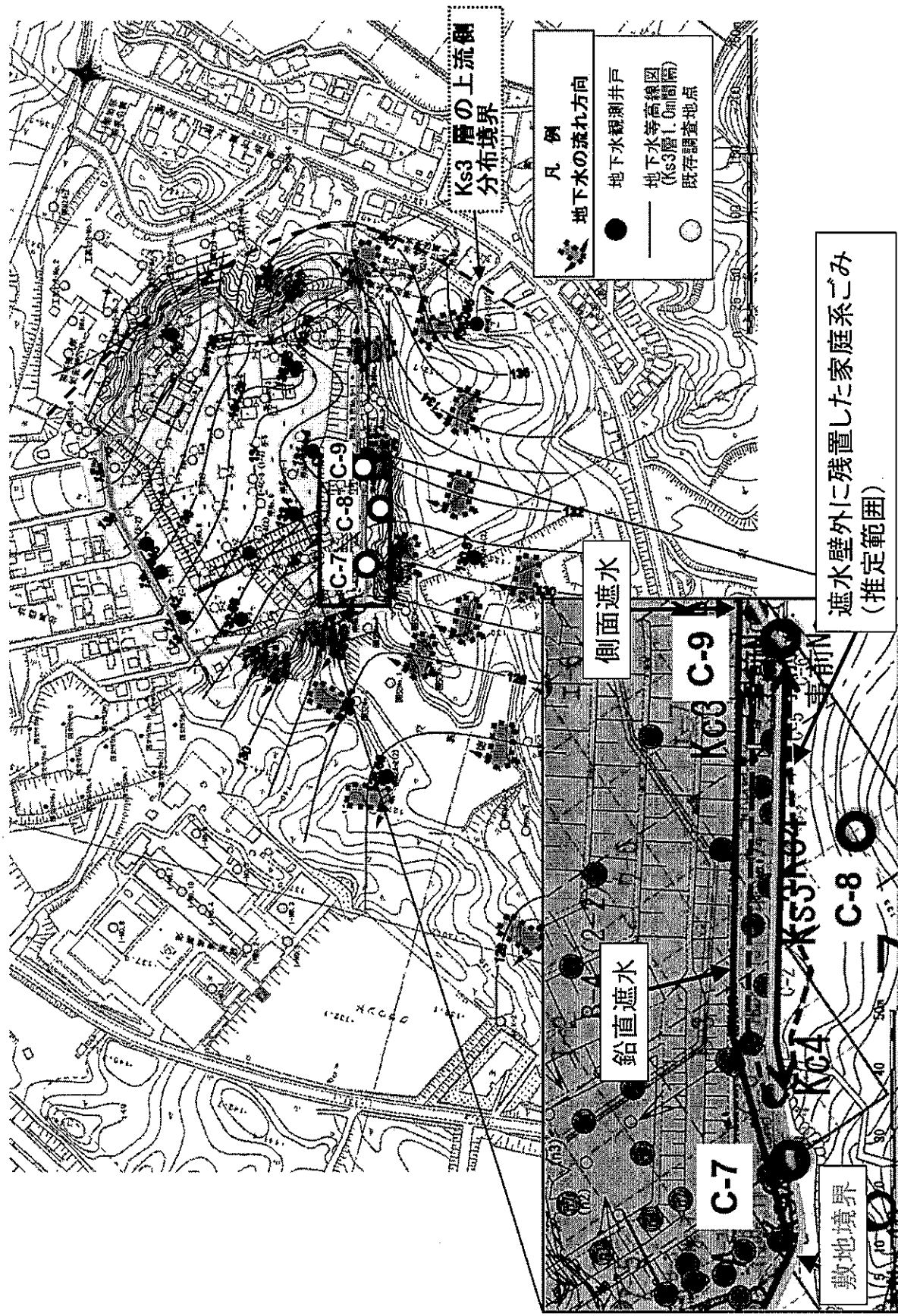
○：評価対象
△：その他（調査目的）

評価方法

- ・評価対象項目の平均値が地下水環境基準に2年間適合することとする。
- ・処分場が原因でない項目は評価対象から除く。

調査地点図

※地下水の流れ方向は第8回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会資料1から抜粋
(敷地境界付近は鉛直遮水、側面遮水により流向が変わっている可能性がある)



調査結果(令和元年度分析)

いずれの調査日においても地下水環境基準の超過なし。

調査地点		C-7					C-8					C-9					地下水 環境基準
採水年月日		R1. 6. 25	R1. 9. 26	R1. 12. 9	R2. 1. 29	平均値	R1. 6. 25	R1. 9. 26	R1. 12. 9	R2. 1. 29	平均値	R1. 7. 10	R1. 9. 26	R1. 12. 9	R2. 1. 29	平均値	
現場 気温	℃	27.0	24.5	7.0	11.0		27.0	25.0	10.0	11.5		25.0	26.0	12.0	13.0		-
現場 水温	℃	19.8	18.4	16.0	16.7		19.6	19.1	18.2	18.1		18.9	23.7	17.3	16.6		-
測定 項目		4.25	4.06	4.00	4.00		7.10	6.77	6.56	7.00		3.12	3.12	3.12	3.12		-
探水深度(8Lより)	m																-
pH	at20℃	5.9	6.2	6.4	6.3	6.2	5.9	5.4	5.2	5.0	5.4	6.6	6.5	6.6	6.5	6.6	-
BOD	mg/L	1.0	1.6	1.0	1.3	1.3	0.8	1.0	0.9	<0.5	0.8	2.4	0.9	0.5	<0.5	1.1	-
COD	mg/L	5.0	5.0	3.8	3.4	4.5	0.8	1.2	0.9	1.2	1.1	7.8	3.2	3.2	3.6	4.9	-
SS	mg/L	63	15	8.3	20	33	2.0	<1.0	7.6	4.7	3.8	57	37	18	28	41	-
EC	mS/m	87	100	83	81	89	23	26	29	35	28	62	40	41	53	52	-
カドミウム	mg/L	0.0004	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0009	0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.12	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	0.8以下
ほう素	mg/L	0.3	0.4	0.4	0.3	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	1以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
P C B	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.034	0.033	0.047	0.037	0.038	0.027	0.021	0.032	0.045	0.031	-	-	-	-	-	1以下
鉄	mg/L	4.4	3.2	1.9	2.0	3.2	0.18	0.05	0.32	0.14	0.12	12	9.4	11	13	11	-
マンガン	mg/L	5.5	4.0	3.0	3.1	4.2	1.5	0.26	0.06	0.56	0.77	2.3	2.1	2.3	2.6	2.3	-
溶解性鉄	mg/L	0.59	0.07	0.32	1.7	0.79	0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	5.3	1.2	8.7	9.0	5.2	-
溶解性マンガン	mg/L	4.9	3.6	2.1	2.7	3.7	1.3	0.24	0.05	0.56	0.70	2.1	2.0	2.1	2.5	2.2	-
全窒素	mg/L	1.20	0.78	0.65	0.65	0.88	2.33	0.83	0.52	0.82	1.33	1.78	1.71	1.57	1.72	1.74	-
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	-

C-9井戸は水量が少ないため、ダイオキシン類の調査ができなかった。

PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。

年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。

ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

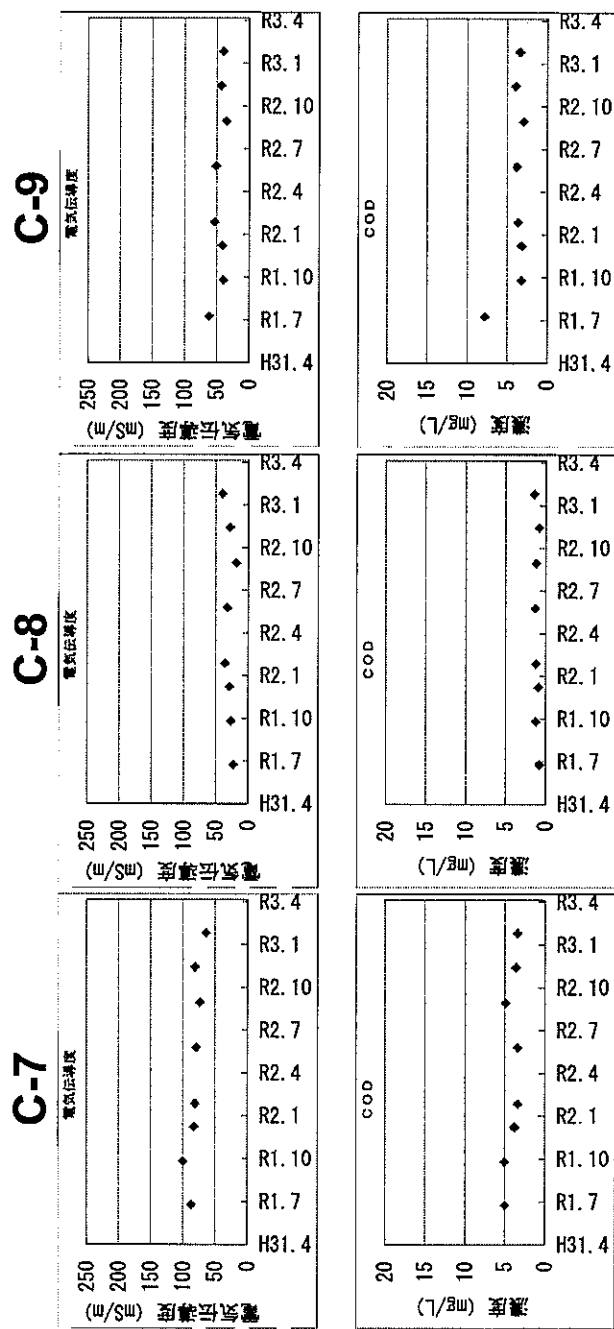
調査結果(令和2年度分析)

いずれの調査日においても地下水環境基準の超過なし。

調査地点		C-7					C-8					C-9					地下水 環境基準
採水年月日		R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	R2.5.28	R2.9.1	R2.11.17	R3.1.29	平均値	
現場 気温	℃	23.0	33.0	14.0	4.0		24.0	28.0	15.5	2.0		24.5	33.0	19.5	3.0		—
測定 水温	℃	18.8	21.9	18.8	15.9		16.8	17.4	18.4	15.8		17.1	22.1	20.0	15.0		—
項目 採水深度(GLより)	m	4.00	4.00	4.00	4.12		6.66	6.31	6.65	7.09		3.12	3.12	3.12	3.53		—
pH	at20℃	6.3	6.5	6.4	6.2	6.4	5.1	5.2	5.1	5.1	5.1	6.7	6.3	6.6	6.4	6.5	—
BOD	mg/L	0.5	1.3	0.6	0.9	0.8	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	0.6	0.6	0.9	0.7	—
COD	mg/L	3.4	4.9	3.6	3.4	3.8	1.3	1.2	0.8	1.4	1.2	3.8	3.0	3.9	3.4	3.5	—
SS	mg/L	20	34	6.3	7.4	17	2.7	10	7.0	4.5	6.1	32	14	14	13	18	—
EC	mS/m	79	73	81	64	74	32	18	28	40	30	51	35	44	40	43	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0012	0.0005	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.13	0.08	0.13	0.11	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	<0.08	<0.08	0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	0.3	0.3	0.4	0.3	0.3	<0.1	<0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2	1以下
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,4-ジクロロベンゼン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.034	0.035	0.034	0.034	0.034	0.024	0.041	0.023	0.022	0.028	—	—	—	—	—	1以下
鉄	mg/L	2.2	0.23	2.0	0.87	1.3	0.13	0.09	0.31	0.17	0.18	19	10	15	7.9	13	—
マンガン	mg/L	3.0	2.1	2.9	2.7	2.7	0.23	0.02	0.04	0.71	0.25	2.9	1.9	2.6	2.3	2.4	—
溶解性鉄	mg/L	0.95	0.20	1.4	0.83	0.85	0.02	0.01	0.03	<0.01	0.02	4.4	2.8	8.2	4.8	5.1	—
溶解性マンガン	mg/L	2.7	2.0	2.8	2.6	2.5	0.21	0.01	0.03	0.43	0.17	2.9	1.9	2.3	2.2	2.3	—
全窒素	mg/L	0.58	0.51	0.58	0.54	0.55	0.56	0.23	0.44	0.45	0.42	1.56	1.19	1.50	1.21	1.37	—
全りん	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	—

C-9井戸は水量が少ないため、ダイオキシン類の調査ができなかった。
PCBの地下水環境基準は「検出されないこと。」(不検出)であり、定量下限値未満(<0.0005mg/L)となることである。調査結果が定量下限値未満の場合「不検出」と表記した。
年間平均値は定量下限値未満の場合は定量下限値として扱い、計算している。
ただし、全ての調査で定量下限値未満の場合は年間平均値も同じ表記としている。

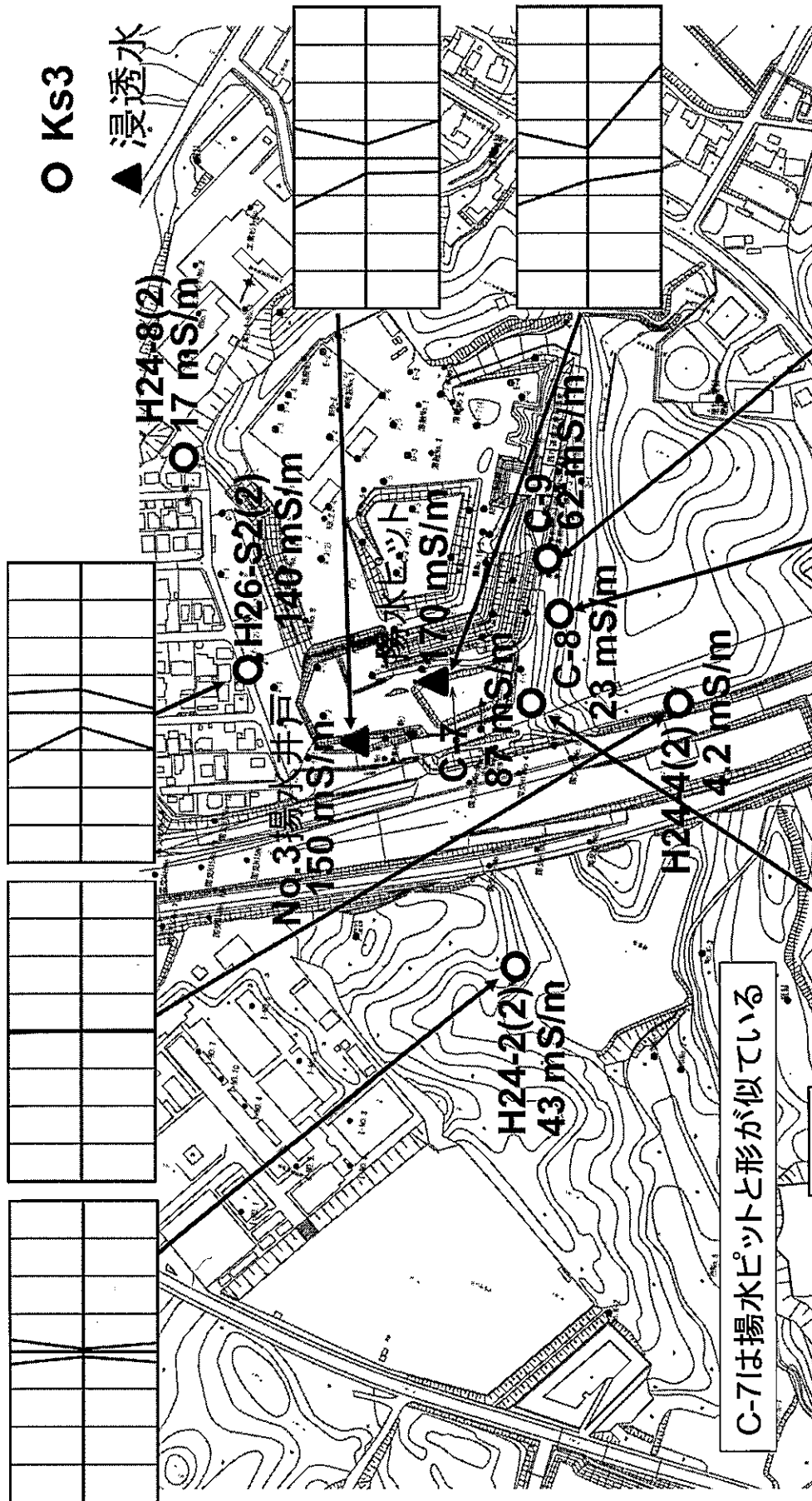
調査結果(一般項目の変動状況)



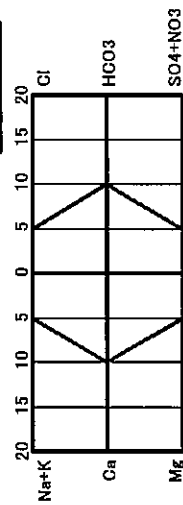
- 電気伝導度は下流のC-7で上流よりやや高いが、100mS/m以下で推移している。
- CODは概ね5mg/L以下で推移しており、安定型最終処分場の浸透水の基準(40mg/L)と比較しても低い。

調査結果（令和元年度イオン組成）

R1.6.25



凡例

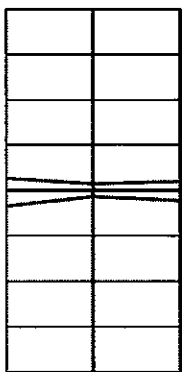
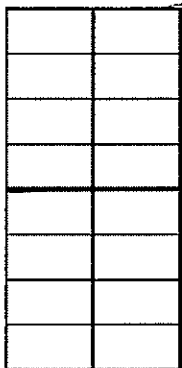
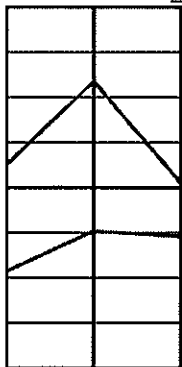
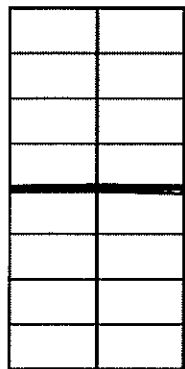


調査結果(令和2年度イオン組成)

R2.5.28

○ Ks3

▲ 浸透水



H24-8(2)

○ 15 mS/m

OH26-S2(2)

150 mS/m

▲ 揚水ピット

○ 79 mS/m

H24-2(2)○

38 mS/m

○ 490 mS/m

○ C-9

51 mS/m

○ C-8

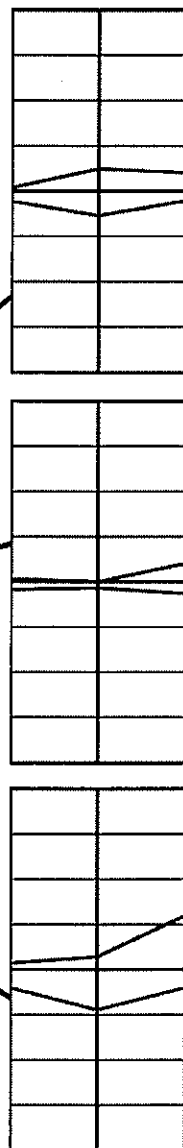
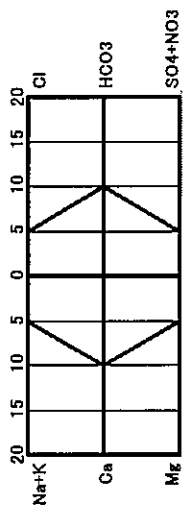
32 mS/m

H24-4(2)○

4.4 mS/m

C-7は揚水ピットと形が似ている

凡例



評価

- 令和元年度～令和2年度に8回の調査を実施し、地下水環境基準超過は一度もなかった。
- そのため、遮水壁外に残置した家庭系ごみの範囲に起因する有害物質による周辺地下水の汚染はないものと考えられる。

今後の対応

- 有害物質による汚染が確認されなかったため、本調査計画に基づく調査を終了する。
- 今後は下流のH24-2(2)(およびH24-4(2))でモニタリングを行い、異常がないことを確認する。
- また、家庭系ごみの安定化状況を確認するため、まずはC-7で電気伝導度の確認を行い、必要に応じてイオン組成や地温等の調査を検討する。

アドバイザーからの意見

テーマ	アドバイザー	内容
	梶山委員	遮水壁外側の家庭系ごみの地下水への影響は、令和2年度までのモニタリング結果から問題はないとして、3地点での調査を終了し、下流地点の調査としてよい。
	樋口委員	環境基準のないCODや電気伝導度も含めて水質に問題がなかったことで、3地点での調査は終了し、下流の井戸で異常がないか確認することとしてよい。
全体	小野委員	有害物質の汚染がなかったので、3地点での調査は終了し、今後は下流での調査としてよい。
	大東委員	家庭系ごみがどういう状態にあるかの調査は終了し、今後は下流に影響があるかの調査に移行してよい。
	大嶺委員	有害物質の汚染が確認されなかったため、今回の調査計画に基づく調査を終了し、今後は下流でモニタリングを行い、異常がないことを確認することとしてよい。

アドバイザーからの意見

テーマ	アドバイザー	内容
安定化	梶山委員	家庭系ごみが安定化に向かっているかどうかは調べておいたほうがよい。 安定化状況の調査はガス調査や地温調査で行うとよい。
	樋口委員	今後、家庭系ごみの安定化は地下水による洗い出しにより進んでいくため、下流の地下水観測井戸で電気伝導度を調べるのがよい。 その上で、産廃との違いを見るにはヘキサダイアグラムを調べる必要がある。
	小野委員	電気伝導度を調査し、それが100mS/mを超えた場合に、それがどこに由来するか確認するため、ヘキサダイアグラムを調べるとよい。

第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会

維持管理の状況について

令和3年(2021年)9月9日

旧処分場全体航空写真



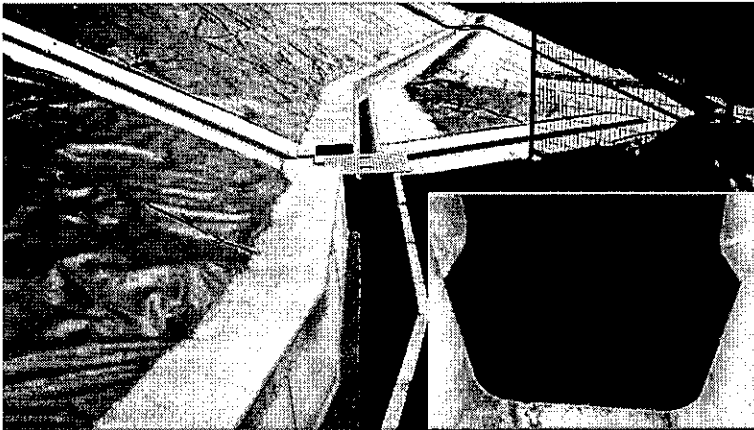
西市道側

場内進入口

撮影日 令和3年(2021年)7月13日

バイパス側の状況

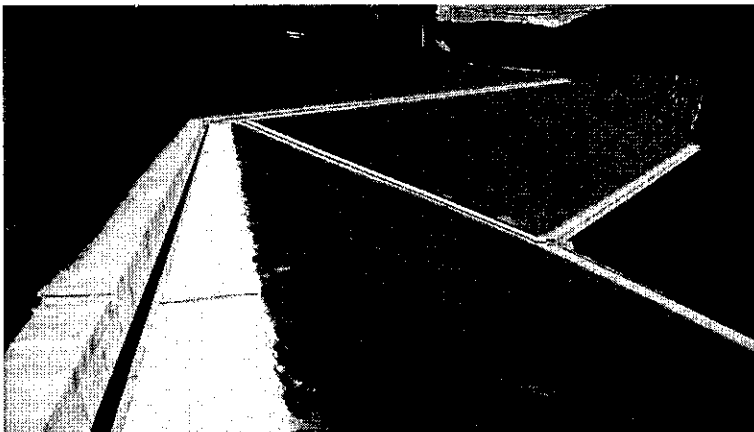
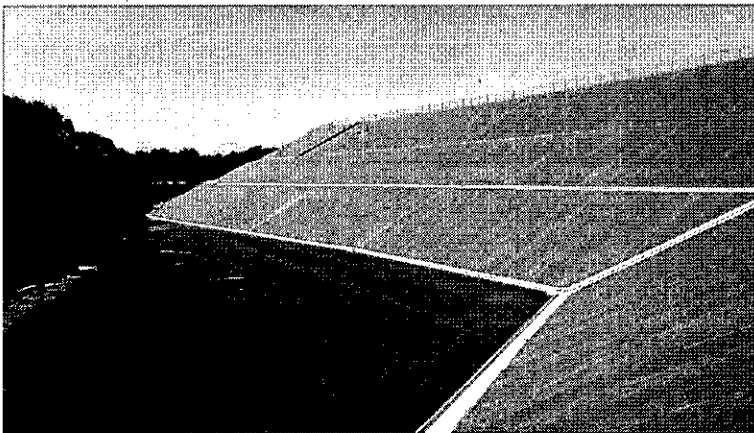
撮影日 令和3年(2021年)7月19日



撮影日 令和3年(2021年)6月29日

西市道側の状況

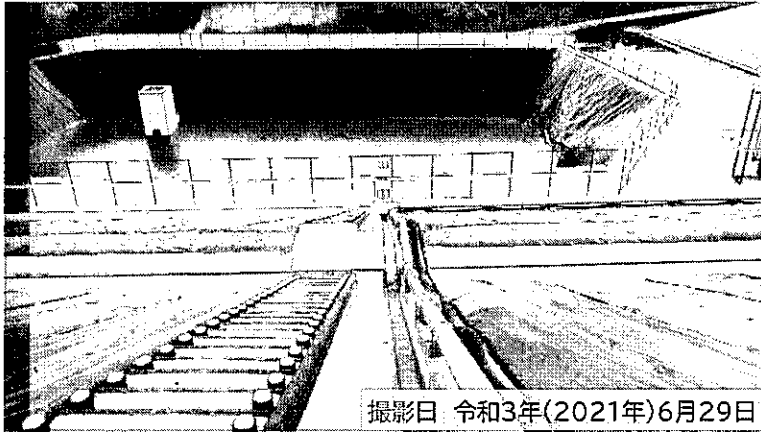
撮影日 令和3年(2021年)7月19日



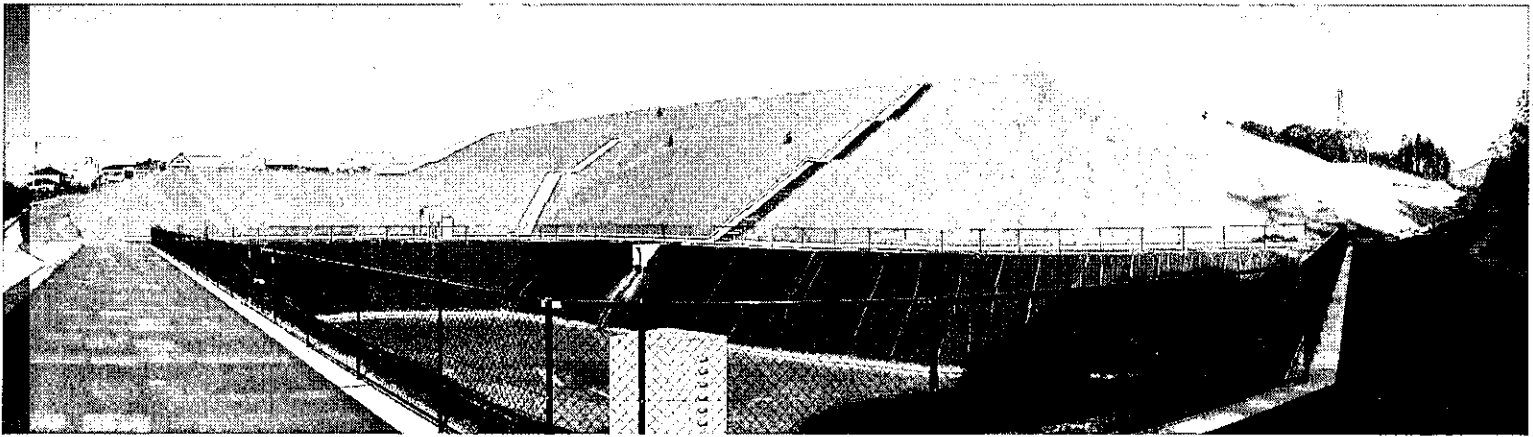
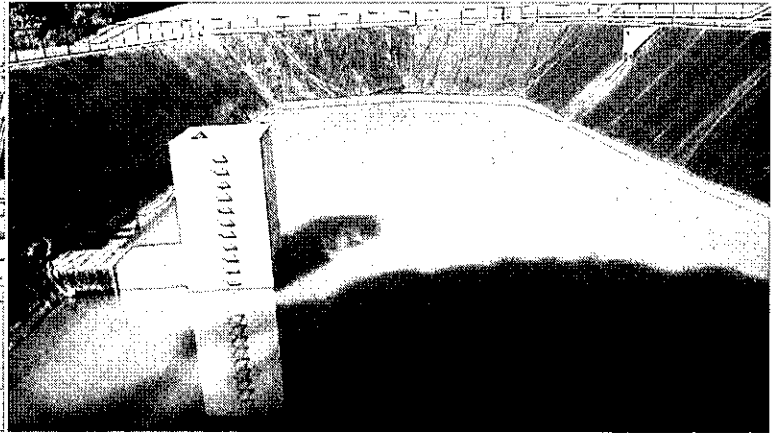
撮影日 令和3年(2021年)6月29日

調整池付近の状況

撮影日 令和3年(2021年)7月19日



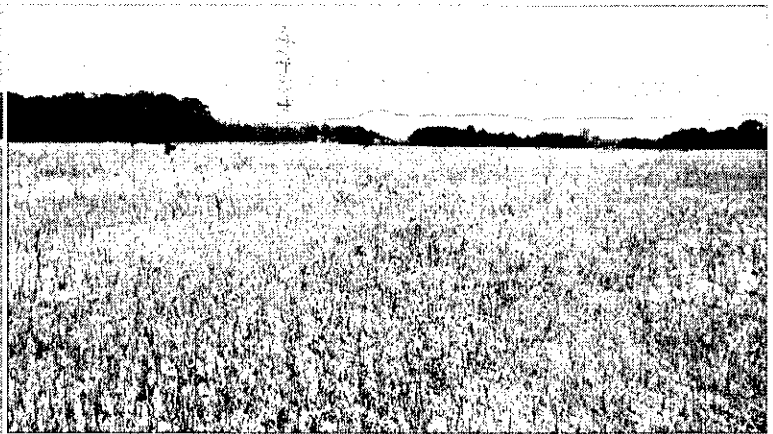
撮影日 令和3年(2021年)6月29日



平面部の状況

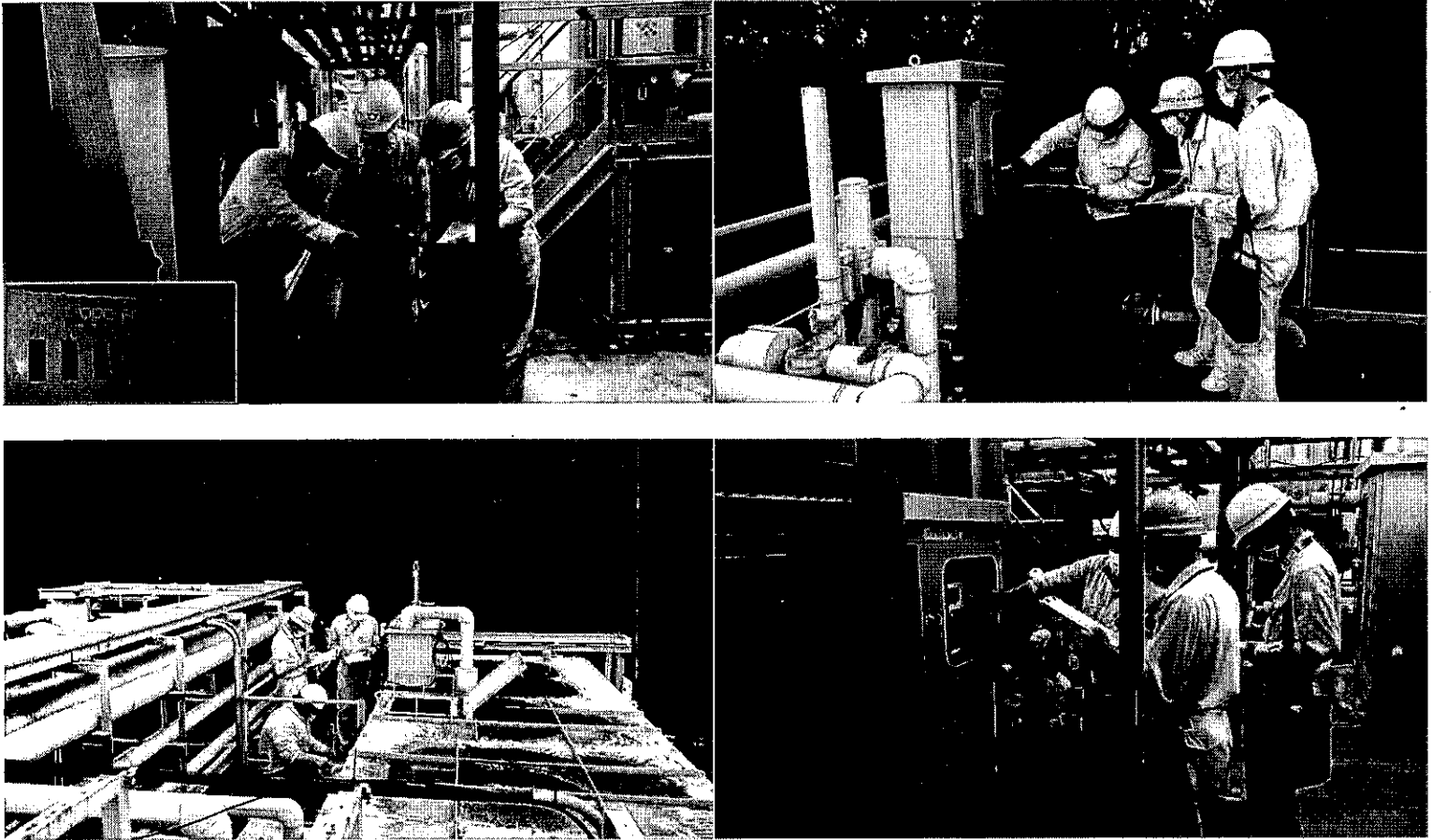
第38回旧RD最終処分場問題連絡協議会 資料3

撮影日 令和3年(2021年)7月19日



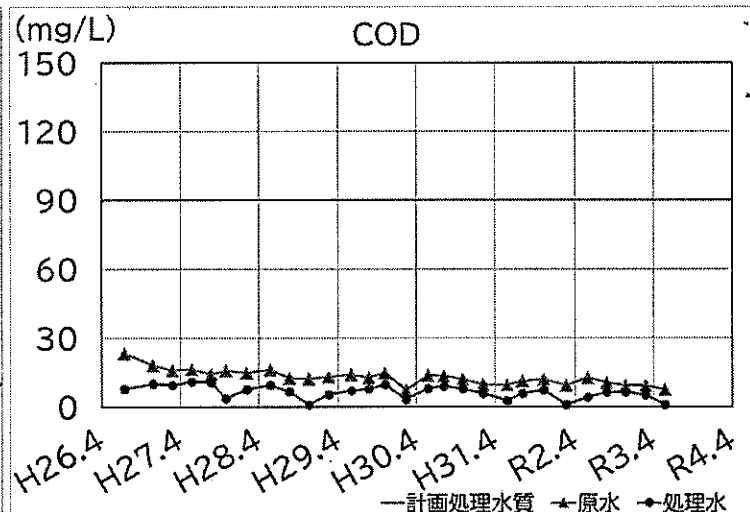
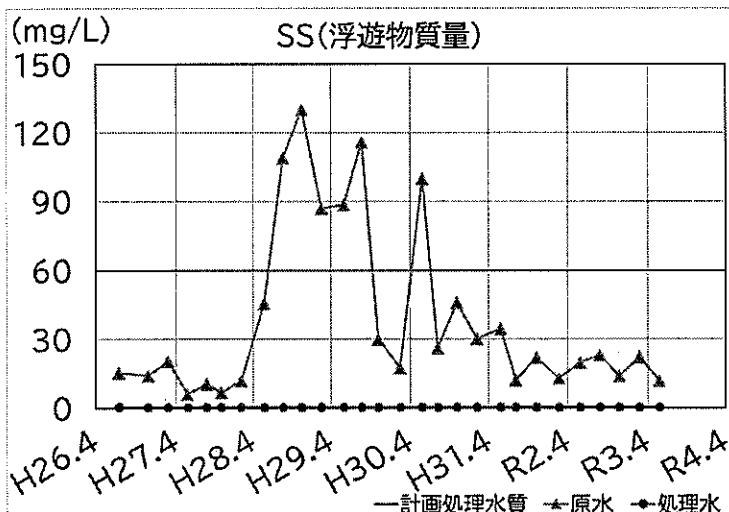
水処理施設の管理状況

撮影日 令和3年(2021年)7月5日



水処理施設の水質状況

- 水処理施設の原水(処理前)・処理水(処理後)の水質を年4回分析している。
- 令和3年5月の分析結果は次ページのとおり、原水、処理水とも計画処理水質(下水道排除基準と管理型処分場排水基準の厳しい方)の超過なし。
- 二次対策工事中を含め、有害物質は原水、処理水とも計画処理水質を超過したことはない。
- 主な項目の変動は以下のグラフのとおり。SS(浮遊物質)は二次対策工事の掘削が終了した令和元年秋以降低めで安定している。



水処理施設の水質状況

項目		単位	原水水質	処理水水質	計画処理水質 (下水道排除基準と管理型 処分場排水基準の厳しい方)
			令和3年5月25日	令和3年5月25日	
有害物質	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	0.005未満	0.005未満	0.01
	シアン化合物	(mg/L)	0.1未満	0.1未満	0.1
	有機リン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
	鉛及びその化合物	(mg/L)	0.05未満	0.05未満	0.1
	六価クロム化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.05
	ひ素及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.05
	総水銀化合物	(mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.005
	アルキル水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	0.0005未満	0.0005未満	0.003
	トリクロロフェン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.3
	ポリクロロフェン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.1
	ジクロロメタン	(mg/L)	0.02未満	0.02未満	0.2
	四塩化炭素	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	0.02
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	0.004未満	0.004未満	0.04
	1,1-ジクロロフェン	(mg/L)	0.02未満	0.02未満	1
	ジス-1,2-ジクロロフェン	(mg/L)	0.04未満	0.04未満	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	0.001未満	0.001未満	3
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	0.006未満	0.006未満	0.06
	1,3-ジクロロベンゼン	(mg/L)	0.002未満	0.002未満	0.02
	クロロエチレン	(mg/L)	0.0002未満	0.0002未満	—
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	0.009	0.011	0.5
	ベンゼン	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.1
	セレン及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	0.1
	ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.7	0.7	10
	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	0.2	0.2未満	8
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/L)	0.22	0.00033	10
その他	pH(水素イオン濃度)	—	8.0	7.5	5.8以上8.6以下
	BOD(生物化学的酸素要求量)	(mg/L)	2	1	60
	COD(化学的酸素要求量)	(mg/L)	7.7	1.1	90
	SS(浮遊物質)	(mg/L)	12.0	0.5未満	60
	電気伝導率	(mS/m)	132	131	—
	ホルマリン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	(mg/L)	0.5未満	0.5未満	5
	(動植物油脂類含有量)	(mg/L)	0.5未満	0.5未満	30(日平均20)
	フェノール類含有量	(mg/L)	0.1未満	0.1未満	5(日平均1)
	銅及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	3(日平均1)
	亜鉛及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.01未満	2(日平均1)
	溶解性鉄及びその化合物	(mg/L)	0.10未満	0.10未満	10
	溶解性マンガン及びその化合物	(mg/L)	0.13	0.10未満	10
	クロム及びその化合物	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	2(日平均0.1)
	大腸菌群数	(個/cm ³)	0	0	3000
	アンチモン含有量	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	日平均0.05
	ニッケル含有量	(mg/L)	0.01未満	0.01未満	日平均1
	アモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	(mg/L)	2.5	2.5	100
	窒素含有量	(mg/L)	2.7	2.6	日平均60未満
	リン含有量	(mg/L)	0.1未満	0.1未満	日平均8
	水温	(℃)	20.5	21.5	45未満
	沃素消費量	(mg/L)	2.5	2.2	220未満
	外観(色調)	—	微褐色	無色	—
	外観(濁り)	—	微濁	透明	—
	臭気	—	異常なし	異常なし	—

※ 計画処理水質超過なし。

アーカイブの作成方針について(イメージ)

1 作成の目的・ポイント

(1) 目的

旧R D最終処分場問題について、住民と県・市がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、再発防止につなげることを目的とする。

(2) ポイント

- ① RD問題に係る事実関係を整理して記録化し、後世に残す。
 - ・ 処分場内で実際に何が行われてきたのかを明らかにする。
 - ・ 対策工事の内容を明らかにする。
- ② 県・市の対応を振り返り、今後に向けた教訓を明らかにする。

2 作成主体と進め方

- 作成主体は「旧R D最終処分場問題連絡協議会」とする。
- 事務局（県）が原案を作成し、連絡協議会等でご意見をいただく。
- 原案の作成に当たっては、これまでRD問題に関わってきた方（周辺住民等）との意見交換を行いながら進める。

3 作成対象の期間

- 概ね、処分場の設置届出日～アーカイブの完成時点を対象とし、次のように区分する。
 - ・ 第1期 処分場の設置から硫化水素の発生まで
（昭和54年（1979年）から平成11年（1999年）まで）
 - ・ 第2期 硫化水素の発生から旧RD社の破産まで
（平成11年（1999年）から平成18年（2006年）まで）
 - ・ 第3期 旧RD社の破産から二次対策工事合意まで
（平成18年（2006年）から平成24年（2012年）まで）
 - ・ 第4期 二次対策工事合意以降
（平成24年（2012年）以降）
- 必要に応じて、処分場の設置届出日より前の現場の状況や、アーカイブの完成後の取組等についても触れることとする。

4 作成の方法

- 県の書類確認、整理（事実関係の整理）
- 連絡協議会等での話し合い
- 関係者への聞き取り
 - ・ 住民へのインタビュー、県職員等へのヒアリング 等

5 完成目標年次

- 完成時期の目標は、協定書に基づく工事の有効性確認の目途となる時期（令和7年度末）とする。
- 埋め立てられていた廃棄物や対策工事の内容など、県で事実関係が整理できるものについては、先行して公開する。

6 構成(目次)の案

- 「総括編」と「対策編」に区分し、場内の廃棄物・対策工事については「対策編」に、それ以外の事項については「総括編」に収録する。
- 「総括編」については、次の3部構成とする。(詳細は別紙のとおり。)
 - ・ 第1部 事実関係の整理(事実関係を主に時系列で記載する)
 - ・ 第2部 振り返り(過去の各主体の思いや反省すべき点・改善された点を振り返り、今後の教訓を明らかにする)
 - ・ 第3部 未来に向けて(RD問題の教訓を踏まえ、未来への思いや取組を記載する)

7 スケジュール概要

年度	取組の内容
令和3年度	○ 作成方針の決定、構成案の作成
令和4年度	○ 記述内容の具体化 ○ 住民インタビュー、県職員等ヒアリングの実施
令和5年度 令和6年度	○ 原稿案の作成・協議
令和7年度	○ 完成・公開

※「対策編」は先行して公開

アーカイブ（総括編）の構成について（イメージ）

【はじめに】

1 はじめに

- (1) アーカイブ作成の趣旨
- (2) 時系列（概要）

【第1部 事実関係の整理】

2 RD問題の発生

- (1) 旧処分場設置前の状況
- (2) 旧処分場の設置と設置後の推移（社会情勢や法制度の動向を踏まえ）
- (3) 旧処分場での不適正処理（概要）
- (4) 不適正処理による生活環境保全上の支障等の発生

3 不適正処理および県の対応の経過（処分場の設置から旧RD社の破産手続開始まで）

- (1) 処分場の設置から硫化水素の発生まで
(昭和54年（1979年）12月26日～平成11年（1999年）10月10日)
- (2) 硫化水素の発生から改善命令の発出まで
(平成11年（1999年）10月11日～平成13年（2001年）12月25日)
- (3) 改善命令の発出から旧RD社の破産手続開始まで
(平成13年（2001年）12月26日～平成18年（2006年）6月8日)

4 県の対応の経過（旧RD社の破産手続開始から二次対策工事の実施合意まで）

- (1) 旧RD最終処分場問題対策委員会
(平成18年（2006年）12月～平成20年（2008年）3月)
- (2) 「原位置浄化策」の提示から予算計上見送りに至るまで
(平成20年（2008年）5月～平成21年（2009年）2月)
- (3) 話し合いの継続と緊急対策工事の実施
(平成21年（2009年）2月～平成22年（2010年）8月)
- (4) 旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
(平成22年（2010年）10月～平成24年（2012年）9月)
- (5) 話し合いの継続と一次対策工事・二次対策工事への合意
(平成22年（2010年）8月～平成24年（2012年）10月)

5 県の対応の経過（二次対策工事の実施合意以降）

- (1) 二次対策工事に係る合意の内容
- (2) 連絡協議会の設置
- (3) 連絡協議会での話し合い

6 栗東市（町）の対応の経過

【第2部 振り返り】

7 第三者委員会による行政対応の総括と再発防止・責任追及に係る県の取組

- (1) 行政対応検証委員会での検証
- (2) 行政対応追加検証委員会での検証
- (3) 再発防止に向けた県の取組
- (4) 行為者に対する責任追及

8 RD問題を振り返って

- (1) RD問題全体について
- (2) 県の対応について
- (3) 連絡協議会・地域社会としての取組について

【第3部 未来に向けて】

9 未来に向けた取組

- (1) 行政の改善
- (2) 地域社会の動き
- (3) 今後の取組
- (4) 未来世代に向けた取組
- (5) 住民代表・知事・栗東市長等からのメッセージ

【巻末付録】

10 巻末資料集

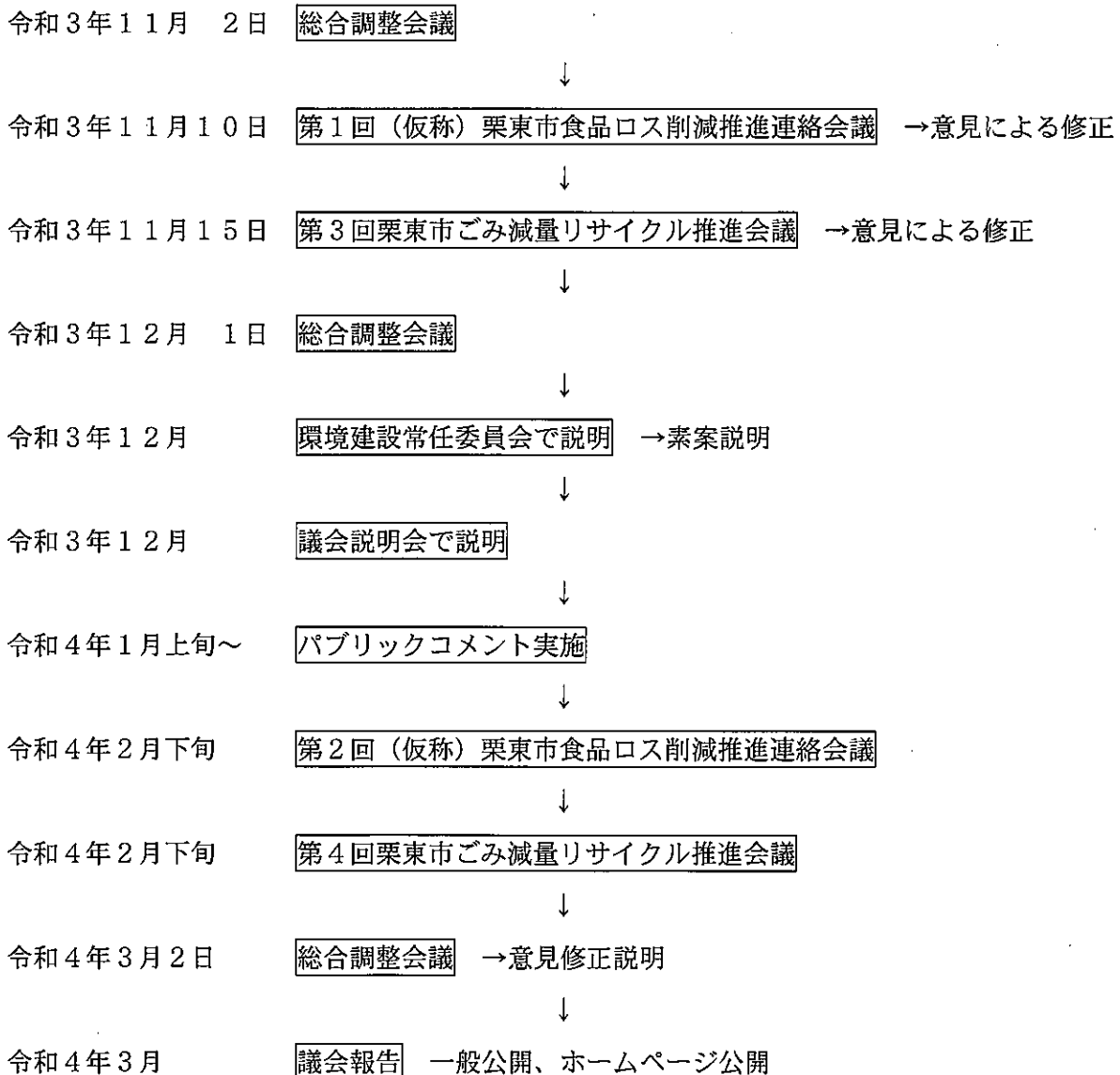
- (1) RD問題関係年表（詳細）

(仮称) 栗東市食品ロス削減推進計画策定の流れ

【令和4年度から令和8年度まで5年間】

本計画は、食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進していくため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）第13条第1項の規定に基づき、同法律基本方針および「滋賀県食品ロス削減推進計画」を踏まえて作成するものです。

市民、事業者、行政等の多様な主体の連携により、さらに食品ロス削減を計画的に推進していくことを目的として策定します。



(案)

栗東市訓令第 号

庁 中 一 般

出先機関一般

栗東市食品ロス削減推進連絡会議設置規程を次のように定める。

令和3年11月 日

栗東市長 野村 昌 弘

栗東市食品ロス削減推進連絡会議設置規程

(設置)

第1条 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第13条第1項の規定に基づき栗東市食品ロス削減推進計画の策定並びに当該計画に基づく施策の推進及び調整により、食品ロスの削減（同法第2条第2項に規定する食品ロスの削減をいう。以下同じ。）を推進するため、栗東市食品ロス削減推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 栗東市食品ロス削減推進連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 栗東市食品ロス削減推進計画の作成に関すること。
- (2) 食品ロスの削減に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 食品ロスの削減に係る施策の成果の検証に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、生活環境部長をもって充てる。

3 副会長は、生活環境部環境政策課長をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる課等の課長級、課長補佐若しくは係長級職員をもって充てる。

- (1) 健康福祉部社会福祉課
- (2) 健康福祉部健康増進課
- (3) 生活環境部環境センター
- (4) 産業経済部農林課
- (5) 産業経済部商工観光労政課
- (6) 子ども青少年局幼児課
- (7) 子ども青少年局子育て応援課
- (8) 教育委員会学校給食共同調理場

(9) 教育委員会学校教育課

(会長の職務及び職務代理)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、生活環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議に諮り会長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年11月10日から施行する。

指定管理者候補者の選定結果について

令和4年度から3年間における下記施設の指定管理者の選定を行う選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を決定しました。
今後この結果を踏まえて、栗東市議会（令和3年12月定例会）の議決を経て指定管理者の指定を行います。

1. 対象施設

	施設名	指定管理者の候補者	担当課
①	栗東市立自然活用総合管理棟（道の駅こんぜの里りっとう）	大津市瀬田神領町番戸谷40番地1 滋賀南部森林組合 代表理事組合長 相井 忠良	産業経済部 農林課 (TEL) 077-551-0125 (FAX) 077-551-0148
②	こんぜの里バンガロー村	大津市瀬田神領町番戸谷40番地1 滋賀南部森林組合 代表理事組合長 相井 忠良	
③	栗東市立森林体験交流センター（森遊館）	栗東市手原三丁目1番30号 一般社団法人栗東市観光協会 会長 田中 義信	



令和3年11月2日(火)
総合調整会議資料

令和3年10月22日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市公の施設指定管理者
選定委員会 (産業経済部・教育部)

会 長 高橋 卓也

栗東市立自然活用総合管理棟指定管理者指定申請に伴う
指定管理者候補者の選定結果について (報告)

令和3年10月22日、栗東市立自然活用総合管理棟の指定管理者指定申請について、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者を下記の通り選定しましたので報告します。

記

1. 指定管理者による管理施設 栗東市立自然活用総合管理棟

2. 指定管理者候補者 住 所 大津市瀬田神領町番戸谷 40 番地 1
団体名 滋賀南部森林組合
代表者 代表理事組合長 相井忠良

3. 審査経過

第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会

令和3年10月1日(金)10時30分から栗東市役所2階第1会議室において、第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、委員の委嘱、会長、副会長の選任後、議事について審議を行った。

議 事

1) 指定管理者募集に伴う経過報告

①対象施設について

- 栗東市立自然活用総合管理棟の指定管理者募集要項、指定管理者運営業務仕様書等について説明

②募集方法について

- 公募で募集することについて説明

③応募結果について

- 令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで、指定管理者指定申請を受付け1団体から申請があったことについて報告

2) 選定方法について

①指定管理者指定申請

- 指定管理者指定申請書類を各委員に配布の上、申請書類について説明

②選定基準について

- 栗東市立自然活用総合管理棟指定管理者募集要項に記載の選定基準及び選定方法に基づき指定管理者選定基準採点表（案）、指定管理者選定得点集計表（総合）（案）等について説明

3) 今後のスケジュールについて

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュール（案）について説明

上記1) から3) について説明及び報告を受け、審議を行い以下の通り決定した。

ア. 第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を令和3年10月22日（金）13時30分から、栗東市役所4階第3・4委員会室において開催すること。

イ. 申請者の提案説明は、13時40分から指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールにより実施すること。

ウ. 指定管理者候補者の選定については、まずは指定管理者選定基準採点表により採点后、委員の過半数において適合基準点以上の得点を獲得した団体を選定対象団体とし、次に委員協議により選定すること。

第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会

令和3年10月22日（金）13時30分から栗東市役所4階第3・4委員会室において、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、以下の議事について審議を行った。その後、13時40分から指定管理者指定申請に基づく提案説明を3団体より受け、指定管理者選定基準採点表により採点を行い、17時20分から選定協議し指定管理者候補者を選定した。

議 事

1) 選定方法について

①審査日程について

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールについて説明

②選定方法等の確認について

- 指定管理者選定基準採点表、指定管理者選定得点集計表（総合）について説明

③選定結果報告について

- 栗東市立自然活用総合管理棟指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）について説明

上記１）について説明を受け審議を行い以下の通り決定した。

ア. 審査日程について、指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールを基本とし、質疑時間を柔軟に設け実施すること。

イ. 指定管理者候補者の選定については、第１回選定委員会での決定内容の通りであることを確認した。

ウ. 指定管理者候補者の選定結果の市長への報告については、栗東市立自然活用総合管理棟指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）に基づき作成すること。

エ. 市長への指定管理者候補者の選定結果についての報告書作成は会長に一任をすること。

４. 採点結果

指定管理者選定得点集計表

選定委員 番 号	申請団体名	最高得点団体
	滋賀南部森林組合	
1	88 点	滋賀南部森林組合
2	87 点	滋賀南部森林組合
3	88 点	滋賀南部森林組合
4	133 点	滋賀南部森林組合
5	101 点	滋賀南部森林組合
6	111 点	滋賀南部森林組合
7	101 点	滋賀南部森林組合
8	112 点	滋賀南部森林組合
9	107 点	滋賀南部森林組合
合 計	928 点	

平均 (計/9)	103.1 点	
備 考	適合	

- ・得点については 150 点満点
- ・適否基準点は適合 90 点以上、不適合 90 点未満
- ・選定委員番号は、委員名簿記載順とは異なる

5. 選定結果

選定委員会において、各委員による採点結果を集計したところ申請者の得点は委員の過半数において適合基準点を満たした。ついで、選定対象団体となったことから選定委員会において慎重審議の結果、滋賀南部森林組合を指定管理者候補者として選定することとした。

6. 講評

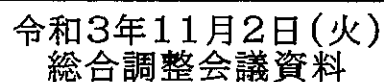
申請者は、今日まで指定管理者として当該施設を運営されており、業務について十分把握されていることから施設管理運営の堅実な体制が見込まれる点が評価された。

指定管理者候補者として選定するにあたり、委員から施設利用促進や有効利用に関して意見があったことから、施設管理における各種改善を図られることを期待する。

添付資料

指定管理者選定基準採点表

栗東市公の施設指定管理者選定委員会名簿



③応募結果について

- 令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで、指定管理者指定申請を受付け2団体から申請があったことについて報告

2) 選定方法について

①指定管理者指定申請

- 指定管理者指定申請書類を各委員に配布の上、申請書類について説明

②選定基準について

- こんぜの里バンガロー村指定管理者募集要項に記載の選定基準及び選定方法に基づき指定管理者選定基準採点表（案）、指定管理者選定得点集計表（総合）（案）等について説明

3) 今後のスケジュールについて

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュール（案）について説明

上記1) から3) について説明及び報告を受け、審議を行い以下の通り決定した。

ア. 第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を令和3年10月22日（金）13時30分から、栗東市役所4階第3・4委員会室において開催すること。

イ. 申請者の提案説明は、13時40分から指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールにより実施すること。

ウ. 指定管理者候補者の選定については、まずは指定管理者選定基準採点表により採点后、委員の過半数において適合基準点以上の得点を獲得した団体を選定対象団体とし、次に委員協議により選定すること。

第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会

令和3年10月22日（金）13時30分から栗東市役所4階第3・4委員会室において、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、以下の議事について審議を行った。その後、13時40分から指定管理者指定申請に基づく提案説明を3団体より受け、指定管理者選定基準採点表により採点を行い、17時20分から選定協議し指定管理者候補者を選定した。

議 事

1) 選定方法について

①審査日程について

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールについて説明

②選定方法等の確認について

- 指定管理者選定基準採点表、指定管理者選定得点集計表（総合）について説明

③選定結果報告について

- こんぜの里バンガロー村指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）について説明

上記１）について説明を受け審議を行い以下の通り決定した。

ア．審査日程について、指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールを基本とし、質疑時間を柔軟に設け実施すること。

イ．指定管理者候補者の選定については、第１回選定委員会での決定内容の通りであることを確認した。

ウ．指定管理者候補者の選定結果の市長への報告については、こんぜの里バンガロー村指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）に基づき作成すること。

エ．市長への指定管理者候補者の選定結果についての報告書作成は会長に一任をすること。

４．採点結果

指定管理者選定得点集計表

選定委員 番 号	申請団体名		最高得点団体
	滋賀南部 森林組合	一般社団法人 栗東市観光協会	
１	８４点	１０３点	一般社団法人栗東市観光協会
２	７６点	８３点	一般社団法人栗東市観光協会
３	８８点	１０２点	一般社団法人栗東市観光協会
４	１２９点	１２３点	滋賀南部森林組合
５	１０７点	１０３点	滋賀南部森林組合
６	１１４点	１０５点	滋賀南部森林組合
７	１０５点	９１点	滋賀南部森林組合
８	１１４点	１１２点	滋賀南部森林組合
９	９７点	８４点	滋賀南部森林組合
合 計	９１４点	９０６点	

平均(計/9)	101.6 点	100.7 点	
備 考	適合	適合	

- ・得点については150点満点
- ・適否基準点は適合90点以上、不適合90点未満
- ・選定委員番号は、委員名簿記載順とは異なる

5. 選定結果

選定委員会において、各委員による採点結果を集計したところ両者の得点は委員の過半数において適合基準点を満たした。ついで、両者ともに選定対象団体となったことから選定委員会において最終審議を行った結果、委員の過半数において、最高得点を獲得した滋賀南部森林組合を指定管理者候補者として選定することとした。

6. 講評

滋賀南部森林組合と一般社団法人栗東市観光協会からの申請があり、両者の申請書類の審査およびプレゼンテーションならびに質疑応答を行い、指定管理者候補者の選定を行った。

滋賀南部森林組合は、今日まで当該施設の指定管理を継続されており、業務について十分把握されていることから施設管理運営の堅実な体制が見込まれる点が評価された。

一方、一般社団法人栗東市観光協会は、委員から事業計画書にて新たな事業の実施が複数盛り込まれており、加えて、委託料が年々減少するような収支予算となっており前向きな計画ではあるものの、計画実施に係る実現性や経費の根拠が不十分であることについて懸念する意見があった。

申請者の得点は委員の過半数において、適合基準点を満たしているため両者ともに適合であるという選定委員会の結論であるが、実績のみならず、施設管理運営の堅実な体制の提案があったことから、滋賀南部森林組合を指定管理者候補者として選定することとした。

添付資料

指定管理者選定基準採点表

栗東市公の施設指定管理者選定委員会名簿



令和3年11月2日(火)
総合調整会議資料

令和3年10月22日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市公の施設指定管理者
選定委員会 (産業経済部・教育部)

会 長 高橋卓也

栗東市立森林体験交流センター指定管理者指定申請に伴う
指定管理者候補者の選定結果について (報告)

令和3年10月22日、栗東市立森林体験交流センターの指定管理者指定申請について、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者候補者を下記の通り選定しましたので報告します。

記

1. 指定管理者による管理施設 栗東市立森林体験交流センター
2. 指定管理者候補者 住 所 栗東市手原三丁目1番30号 (手原駅2階)
団体名 一般社団法人栗東市観光協会
代表者 会長 田中義信

3. 審査経過

第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会

令和3年10月1日(金)10時30分から栗東市役所2階第1会議室において、第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、委員の委嘱、会長、副会長の選任後、議事について審議を行った。

議 事

1) 指定管理者募集に伴う経過報告

①対象施設について

- 栗東市立森林体験交流センターの指定管理者募集要項、指定管理者運営業務仕様書等について説明

②募集方法について

- 公募で募集することについて説明

③応募結果について

- 令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで、指定管理者指定申請を受付け1団体から申請があったことについて報告

2) 選定方法について

①指定管理者指定申請

- 指定管理者指定申請書類を各委員に配布の上、申請書類について説明

②選定基準について

- 栗東市立森林体験交流センター指定管理者募集要項に記載の選定基準及び選定方法に基づき指定管理者選定基準採点表（案）、指定管理者選定得点集計表（総合）（案）等について説明、

3) 今後のスケジュールについて

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュール（案）について説明

上記1) から3) について説明及び報告を受け、審議を行い以下の通り決定した。

ア. 第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を令和3年10月22日（金）13時30分から、栗東市役所4階第3・4委員会室において開催すること。

イ. 申請者の提案説明は、13時40分から指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールにより実施すること。

ウ. 指定管理者候補者の選定については、まずは指定管理者選定基準採点表により採点後、委員の過半数において適合基準点以上の得点を獲得した団体を選定対象団体とし、次に委員協議により選定すること。

第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会

令和3年10月22日（金）13時30分から栗東市役所4階第3・4委員会室において、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会を開催し、以下の議事について審議を行った。その後、13時40分から指定管理者指定申請に基づく提案説明を3団体より受け、指定管理者選定基準採点表により採点を行い、17時20分から選定協議し指定管理者候補者を選定した。

議 事

1) 選定方法について

①審査日程について

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールについて説明

②選定方法等の確認について

- 指定管理者選定基準採点表、指定管理者選定得点集計表（総合）について説明

③選定結果報告について

- 栗東市立森林体験交流センター指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）について説明

上記１）について説明を受け審議を行い以下の通り決定した。

ア．審査日程について、指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールを基本とし、質疑時間を柔軟に設け実施すること。

イ．指定管理者候補者の選定については、第１回選定委員会での決定内容の通りであることを確認した。

ウ．指定管理者候補者の選定結果の市長への報告については、栗東市立森林体験交流センター指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）に基づき作成すること。

エ．市長への指定管理者候補者の選定結果についての報告書作成は会長に一任をすること。

４．採点結果

指定管理者選定得点集計表

選定委員 番 号	申請団体名	最高得点団体
	一般社団法人栗東市観光協会	
１	96 点	一般社団法人栗東市観光協会
２	91 点	一般社団法人栗東市観光協会
３	101 点	一般社団法人栗東市観光協会
４	126 点	一般社団法人栗東市観光協会
５	97 点	一般社団法人栗東市観光協会
６	95 点	一般社団法人栗東市観光協会
７	91 点	一般社団法人栗東市観光協会
８	112 点	一般社団法人栗東市観光協会
９	120 点	一般社団法人栗東市観光協会
合 計	929 点	

平均(計/9)	103.2 点	
備 考	適合	

- ・得点については 150 点満点
- ・適否基準点は適合 90 点以上、不適合 90 点未満
- ・選定委員番号は、委員名簿記載順とは異なる

5. 選定結果

選定委員会において、各委員による採点結果を集計したところ申請者の得点は全委員において適合基準点を満たした。ついで、選定対象団体となったことから選定委員会において慎重審議の結果、一般社団法人栗東市観光協会を指定管理者候補者として選定することとした。

6. 講評

申請者は、当該施設の申請にあたり、金勝という立地を活かした独自の取組や、ウィズコロナの時代のニーズに合った魅力的な事業計画を提案されていた点の一方で、指定管理者制度の主旨や条例との兼ね合いで調整が必要な案件が散見されたが、最終的には市との十分な協議によって改善したいとの姿勢が見受けられたことが評価され、選定委員会において慎重審議の結果、一般社団法人栗東市観光協会を指定管理者候補者として選定することとした。

委員からは、指定管理者候補者として選定するにあたり、管理経費や施設管理における各種改善を図られることを期待する意見があった。

添付資料

指定管理者選定基準採点表

栗東市公の施設指定管理者選定委員会名簿

指定管理者候補者の選定結果について（教育部）

令和４年度から３年間に於ける下記施設の指定管理者の選定を行う選定委員会を開催し、指定管理者の候補者を決定しました。
今後この結果を踏まえて、市議会（令和３年１２月定例会）の議決を経て指定管理者の指定を行います。

	施設名	指定管理者の候補者	担当課
①	栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）	東京都渋谷区神宮前二丁目１０番２号 株式会社フォレストアドベンチャー 代表取締役 志村 辰也	教育部 生涯学習課 (TEL) 077-551-0145 (FAX) 077-552-5544

令和3年10月22日

栗東市長 野村 昌弘 様

栗東市公の施設指定管理者
選定委員会（産業経済部・教育部）

会 長 高橋 卓也

栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請に伴う
指定管理者候補者の選定結果について（報告）

令和3年10月22日、栗東市立自然体験学習センターの指定管理者指定申請について、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）を開催し、指定管理者候補者を下記の通り選定しましたので報告します。

記

1. 指定管理者による管理施設 栗東市立自然体験学習センター

2. 指定管理者候補者 住 所 東京都渋谷区神宮前二丁目10番2号
団体名 株式会社フォレストアドベンチャー
代表者 志村 辰也

3. 審査経過

第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）

令和3年10月1日（金）10時30分から栗東市役所2階第1会議室において、第1回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）を開催し、委員の委嘱、会長、副会長の選任後、議事について審議を行った。

議 事

1) 指定管理者募集に伴う経過報告

① 対象施設について

- 栗東市立自然体験学習センターの指定管理者募集要項、指定管理者運營業務仕様書等について説明

② 募集方法について

- 公募で募集することについて説明

③ 応募結果について

- 令和3年8月16日（月）から令和3年9月15日（水）まで、指定管理者指定申請を受付け1団体から申請があったことについて報告

2) 選定方法について

① 指定管理者指定申請

- 指定管理者指定申請書類を各委員に配布の上、申請書類について説明

② 選定基準について

- 栗東市立自然体験学習センター指定管理者募集要項に記載の選定基準及び選定方法に基づき指定管理者選定基準採点表(案)、指定管理者選定得点集計表(総合)(案)等について説明

3) 今後のスケジュールについて

- 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュール（案）について説明

上記1) から3) について説明及び報告を受け、審議を行い以下の通り決定した。

ア. 第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）を令和3年10月22日（金）13時30分から、栗東市役所4階第3・4委員会室において開催すること。

イ. 申請者の提案説明は、13時40分から指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールにより実施すること。

ウ. 指定管理者候補者の選定については、まずは指定管理者選定基準採点表により採点后、委員の過半数において適合基準点以上の得点を獲得した団体を選定対象団体とし、次に委員協議により選定すること。

第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）

令和3年10月22日（金）13時30分から栗東市役所4階第3・4委員会室において、第2回栗東市公の施設指定管理者選定委員会（産業経済部・教育部）を開催し、以下の議事について審議を行った。その後、13時40分から指定管理者指定申請に基づく提案説明を3団体より受け、指定管理者選定基準採点表により採点を行い、17時20分から選定協議し指定管理者候補者を選定した。

議 事

1) 選定方法について

① 審査日程について

○ 第2回指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールについて説明

② 選定方法等の確認について

○ 指定管理者選定基準採点表、指定管理者選定得点集計表（総合）について説明

③ 選定結果報告について

○ 栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）について説明

上記1) について説明を受け審議を行い以下の通り決定した。

ア. 審査日程について、指定管理者選定委員会運営タイムスケジュールを基本とし、質疑時間を柔軟に設け実施すること。

イ. 指定管理者候補者の選定については、第1回選定委員会での決定内容の通りであることを確認した。

ウ. 指定管理者候補者の選定結果の市長への報告については、栗東市立自然体験学習センター指定管理者指定申請に伴う指定管理者候補者の選定結果について（報告）（案）に基づき作成すること。

エ. 市長への指定管理者候補者の選定結果についての報告書作成は会長に一任をすること。

4. 採点結果

指定管理者選定得点集計表

選定委員 番 号	申請団体名	最高得点団体
	株式会社フォレスト アドベンチャー	
1	104 点	株式会社フォレストアドベンチャー
2	96 点	株式会社フォレストアドベンチャー
3	91 点	株式会社フォレストアドベンチャー
4	126 点	株式会社フォレストアドベンチャー
5	126 点	株式会社フォレストアドベンチャー
6	120 点	株式会社フォレストアドベンチャー
7	120 点	株式会社フォレストアドベンチャー
8	114 点	株式会社フォレストアドベンチャー

9	115 点	株式会社フォレストアドベンチャー
合 計	1,012 点	
平均 (計/9)	112.4 点	
備 考	適合	

- ・得点については150点満点
- ・適否基準点は適合90点以上、不適合90点未満
- ・選定委員番号は、委員名簿記載順とは異なる

5. 選定結果

選定委員会において、各委員による採点結果を集計したところ、申請者の得点は適合基準点を満たしている。このことから選定委員会において慎重審議の結果、株式会社フォレストアドベンチャーを指定管理者候補者として選定することとした。

6. 講評

申請者は、2017年に栗東市立自然体験学習センターの隣にフォレストアドベンチャー・栗東を開設し4年を経過した実績を踏まえて、より地域に根差し、豊かな自然に囲まれたこの施設の有効活用を民間の発想も生かして、展開することを期待する。

各委員の採点でも、特に施設の広報計画や利用促進に関する項目で高得点を得られており、この施設を含めた金勝地域全体の活性化を期待し、新たな施設の指定管理者候補として選定する。

添付資料

指定管理者選定基準採点表

栗東市公の施設指定管理者選定委員会名簿



プレミアム付商品券事業における馬カード活用の実施について

活用の目的

市制20周年の節目となる令和3年度に、本市の「馬事業」の位置づけにより、栗東市（JRA栗東トレーニング・センター）にゆかりのある有名引退馬をモデルとした「馬カード（10頭10種類のカード）」が作成された。

その活用事業として、市内経済の活性化及び消費喚起を促す施策として位置付ける「第3回りっとうプレミアム付商品券2021事業」において、より多くの誘客・消費を促す手段として馬カードを商品券取扱店舗において配布を実施する。

商品券利用者に加えて、カード収集を目的とする競馬ファン等の来店（市内・市外・県外客）を誘客することで、馬のまちのPRと併せ、より大きな市内経済への波及効果を生み出す。

カードの配布時期と枚数

- ・「第3回プレミアム付商品券2021」の利用開始に併せて12月1日から配布
- ・カード作成枚数 27万枚
- ※新型コロナウイルス感染症により内容を変更する場合あり。

配布場所と方法

- ・プレミアム付商品券取扱店舗215店（10月22日時点）にて配布
- ・プレミアム付商品券1枚（500円）または現金500円以上（キャッシュレス決済も対象）の買い物をした希望者にカード1枚（封入されたもの）を配布。
- ・通販対応店舗（配送可）については、商品等送付に併せて同封も可能とする

カード配布取扱店

- ・商品券の全取扱店舗（約300店）へ事前に意向を確認済
⇒215店を配布参加店舗として登録を行った。
- ・11月中旬から事前説明会を開催し、事業説明と馬カードと広報周知物等を配布する。
- ・カードは事前に確認した来店客数等を勘案して店舗ごとに配分する。
- ・配布にかかる注意点
 - カードは1会計（500円以上）につき1枚を配布してもらう。なお、配布方法については、会計後にサービスカウンターで対応するなど、各店舗の状況に応じた方法をしてもらう。
 - 事前予約やカードのみの郵送などによる配布は受け付けない。
 - 取扱店舗以外では、配布しない。
 - 各店舗の配布枚数が無くなり次第終了とする。（追加配分は行わない）

カードデザインと掲載場一覧

馬カード・封入封筒・封入シール



No.	馬名	レース名	騎手（敬称略）
1	ジャングルポケット	2001年 日本ダービー	角田 晃一
2	ディーピンパクト	2006年 有馬記念	武 豊
3	ウオッカ	2007年 日本ダービー	四位 洋文
4	アドマイヤムーン	2007年 宝塚記念	岩田 康誠
5	オルフェーヴル	2011年 菊花賞	池添 謙一
6	ジェンティルドンナ	2012年 秋華賞	岩田 康誠
7	エイシンフラッシュ	2012年 天皇賞（秋）	ミルコ・デムーロ
8	キズナ	2013年 日本ダービー	武 豊
9	ロードカナロア	2013年 スプリンターズS	岩田 康誠
10	キタサンブラック	2017年 天皇賞（春）	武 豊

広報・周知等

- ・市広報12月号へのチラシ折込や市ホームページによるPR
- ・地域情報誌（湖南地域）への広告掲載によるPR
- ・競馬中継（TV等）メディア、競馬ブックでのカードPR周知
（10種カードのファイルセットをプレゼントする企画）

プレゼント企画

カード「カード封入封筒に貼付のオリジナルシール」を5枚集めて「応募をしてもらい市の特名産品や10種類カードのファイルセットを抽選でプレゼントする。

主なスケジュール

- 11月10日～ カード配布参加店舗への事前説明会（全8回）、各店舗へ配布
- 11月中旬 市議会への周知チラシの配布
- 11月下旬 市広報（12月号）やHP、地域情報誌、競馬関係メディア等で周知
- 11月30日 定例記者会見で発表
- 12月1日～ プレミアム付商品券取扱店舗での配布開始

※新型コロナウイルス感染症により配布時期等について、変更する場合があります。

RITTO HORSE CARDS



栗東市制施行

20周年記念

栗東市内で
買い物や食事をして、

市ゆかりの馬カードを貰おう!

全10種

キタサンブラック
ディープリンパクト
他

カード配布期間

令和3年12月1日～令和4年2月28日

※無くなり次第終了

配布場所

栗東市「飲食店」「小売店」など約**300**店

こちらからご確認いただけます →
ネット販売可能なお店もございます。



500円以上の
買物・飲食で…

有名引退馬カードが
もらえる!



※カードの中身は指定できません

さらに

カード封入封筒シールを
5枚集めて応募すると

はがき

封筒(裏)



抽選で
150名様に!



栗東市の特産品
プレゼント!

応募方法は裏面をご覧ください

郵便はがき

5 2 0 3 0 4 7

おそれいりますが
63円分の切手を
お貼りください。

栗東市商工会
行

滋賀県栗東市手原三丁目1-25

栗東馬カード プレゼント応募抽選キャンペーン

プレゼント応募方法

専用応募はがき又は郵便はがきに氏名、住所、電話番号、馬カード企画についてのご意見・ご感想を記入し、馬カード封入封筒に添付のシール5枚を貼り付けた上で、ハガキ記載の宛先まで送付ください。

※内容に不備のある場合は無効となりますのでご注意ください。

ハガキ記載質問事項

- 1.氏名・年齢
- 2.住所
- 3.電話番号
- 4.馬カードを集めた理由について
以下の番号を選択してください(複数回答可)
①馬(競馬)が好きだから ②カード等を集めるのが好きだから
③プレゼントがもらえるから ④その他()
- 5.今後馬カードの配布があれば欲しいと思いますか
①強く思う ②やや思う ③あまり思わない ④思わない
- 6.馬カード企画についてのご意見ご感想

応募期間

令和3年12月1日～令和4年1月31日

当選発表

当選結果はプレゼントの発送をもってかえさせていただきます。

個人情報取扱方法

本応募に伴い取得した個人情報はプレゼントの発送のみに使用しますが、頂いたご意見等については今後の施策の参考にさせていただきます。

【お問い合わせ】

(応募に関すること)

栗東市商工会 Tel:077-552-0661

(企画全般に関すること)

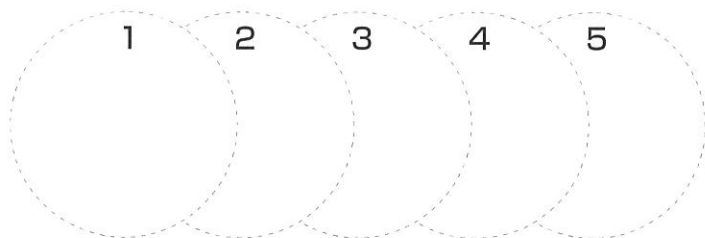
栗東市商工観光労政課 Tel:077-551-0236

記入面

お書き頂いた個人情報はプレゼントの発送のみに使用します。
ご意見等については今後の施策の参考にさせていただきます。

1.氏名・年齢	(歳)
2.住所	〒 -
3.電話番号	- -
4.馬カードを集めた理由について 右記の番号を選択してください (複数回答可)	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ()
5.今後馬カードの配布があれば欲しいと思いますか	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④
6.馬カード企画についてのご意見ご感想	

シール貼付欄



注意事項

- 馬カードは取扱店舗にて500円以上のお会計1度につき1枚お渡しします。1度のお会計で1000円以上お買い物をされた場合でも1枚のお渡しとなりますのでご了承ください。
- 馬カードは専用の封筒に封入されており、中身については指定が出来ませんのでご了承ください。また、カードの交換等についても対応いたしかねます。
- 馬カードの配布は無くなり次第終了となります。
各店舗の在庫状況につきましては、取扱店舗をご確認いただき、直接店舗様へ確認をお願いします。
- プレゼントの応募はお一人様1回限り有効といたします。
同一の方が複数応募された場合でも有効応募数は1回となりますのでご注意ください。

